

民事判決執行法

目次

第一章 総則	8
第1条 適用範囲	8
第2条 執行される判決, 決定	8
第3条 用語の説明	9
第4条 判決, 決定の効力の確保	10
第5条 当事者, 利害関係人の権利, 適法な利益の保護	10
第6条 判決執行の合意	10
第7条 判決執行債権者の権利, 義務	10
第7a条 判決執行債務者の権利, 義務	11
第7b条 利害関係人の権利, 義務	12
第8条 民事判決の執行で使用する言語及び文字	12
第9条 判決の任意及び強制執行	12
第10条 損害賠償責任	12
第11条 機関, 組織, 個人の民事判決執行機関, 執行官に協力すべき責任	12
第12条 判決執行の監察及び検査	12
第二章 民事判決執行組織及び執行官の体系	13
第13条 民事判決執行組織の体制	13
第14条 省級民事判決執行機関の任務, 権限	14
第15条 軍区級判決執行機関の任務, 権限	14
第16条 県級民事判決執行機関の任務, 権限	15
第17条 執行官	15
第18条 執行官の任命基準	15
第19条 執行官の免任	16
第20条 執行官の任務, 権限	16
第21条 執行官が行うことができない事項	17
第22条 民事判決執行機関の長, 次長	18
第23条 民事判決執行機関の長, 次長の任務, 権限	18
第24条 民事判決執行機関の定員, 経費, 物的設備	18
第25条 民事判決執行業務に従事する公務員の制服, バッジ, 制度	19
第三章 民事判決執行手続	19
第26条 民事判決執行申立権の案内	19

第27条	判決, 決定の交付	19
第28条	判決, 決定の送付	19
第29条	判決, 決定の受領手続	19
第30条	判決執行申立時効	20
第31条	判決執行の申立ての受領, 拒絶	20
第32条	削除 (判決執行申立書の提出手続).....	21
第33条	削除 (判決執行申立書の受領).....	21
第34条	削除 (判決執行申立書の受領拒絶).....	21
第35条	判決執行の管轄	21
第36条	判決執行決定の発出	22
第37条	判決執行に関する決定の撤回, 修正, 補充, 取消し	23
第38条	判決執行に関する決定の送付	23
第39条	判決執行に関する通知	24
第40条	個人への直接通知手続	24
第41条	機関, 組織への直接通知手続	24
第42条	公示	25
第43条	マスメディア上での通知	25
第44条	判決執行条件の確認	25
第44a条	判決執行条件を欠くことの確認	27
第45条	判決の任意執行の期限	27
第46条	判決の強制執行	28
第47条	判決執行金の弁済, 財産の返還	28
第48条	判決執行の延期	29
第49条	判決執行の一時停止	30
第50条	判決執行の停止	30
第51条	削除 (判決執行申立書の返却).....	31
第52条	判決執行の終了	31
第53条	判決執行結果の確認	31
第54条	判決執行の権利及び義務の移転	31
第55条	判決執行の委託	32
第56条	判決執行の委託権限	33
第57条	判決執行の委託の実施	33
第58条	判決執行の対象財産の保管	34
第59条	判決執行の時点で財産の価額が変動している場合の判決執行 ..	34
第60条	民事判決執行費用	35

第 61 条	国家予算へ納付すべき債務に関する判決執行義務の減免の条件	35
第 62 条	国家予算に納付すべき債務に関する判決執行義務の減免の審査申立て記録	36
第 63 条	国家予算に納付すべき債務に関する判決執行義務の減免の審査権限, 手続	36
第 64 条	国家予算に納付すべき債務に関する判決執行義務の減免に関する裁判所の決定に対する異議申立て	37
第 65 条	判決執行のための国家予算からの財源の確保	38
第四章	判決執行の保全及び強制措置	38
第一節	判決執行の保全措置	38
第 66 条	判決執行の保全措置	38
第 67 条	口座, 寄託所にある財産の凍結	38
第 68 条	当事者の財産, 書類の仮差押え	39
第 69 条	財産の所有権, 使用权の登録, 譲渡, 現状変更の一時禁止	40
第二節	判決の強制執行に関する総則	40
第 70 条	判決の強制執行の根拠	40
第 71 条	判決の強制執行措置	40
第 72 条	判決の強制執行計画	41
第 73 条	判決の強制執行費用	41
第 74 条	判決執行のための共有財産の確定, 分割, 処分	42
第 75 条	判決執行財産に関連する紛争の解決, 書類, 取引の破棄請求	43
第三節	金員である財産に対する強制執行	44
第 76 条	口座からの控除	44
第 77 条	口座の凍結の終了	44
第 78 条	判決執行債務者の収入からの控除	44
第 79 条	判決執行債務者の事業活動からの金員の徴収	45
第 80 条	判決執行債務者が所持している金員の徴収	45
第 81 条	第三者が所持している判決執行債務者の金員の徴収	45
第四節	有価証券である財産に対する強制	45
第 82 条	有価証券の押収	45
第 83 条	有価証券の売却	46
第五節	知的所有権である財産に対する強制	46
第 84 条	知的所有権の差押え, 使用, 開発	46
第 85 条	知的所有権の評価	46
第 86 条	知的所有権の競売	46

第六節 物である財産に対する強制	47
第 87 条 差し押さえることができない財産	47
第 88 条 差し押えの実施	47
第 89 条 土地使用権, 所有権の登録又は担保取引の登録が必要な財産の差し押え	48
第 90 条 質権, 抵当権が設定された財産の差し押え, 処分	48
第 91 条 第三者が所持する判決執行債務者の財産の差し押え	48
第 92 条 出資金の差し押え	48
第 93 条 施錠, 梱包された物品の差し押え	49
第 94 条 土地の定着財産の差し押え	49
第 95 条 住宅の差し押え	49
第 96 条 交通車両の差し押え	50
第 97 条 収穫物の留置	50
第 98 条 差し押さえた財産の評価	50
第 99 条 差し押さえた財産の再評価	51
第 100 条 判決執行のための財産の引渡し	51
第 101 条 差し押さえた財産の売却	51
第 102 条 財産の競売結果の破棄	52
第 103 条 競売財産の買受人, 判決執行のため財産を受領した者の権利の保護	52
第 104 条 競売に参加する者がなかった, 競売が奏功しなかった財産の処理	53
第 105 条 財産の差し押えからの解放	54
第 106 条 財産の所有権, 使用権の登録, 移転	54
第七節 財産の強制開発	55
第 107 条 判決執行のための財産の強制開発	55
第 108 条 判決執行のための財産の強制開発の形式	55
第 109 条 財産の強制開発の終了	55
第八節 土地使用権である財産に対する強制	56
第 110 条 判決執行のための土地使用権の差し押え及び競売	56
第 111 条 土地使用権の差し押え	56
第 112 条 差し押さえた土地の管理, 開発, 使用の一時許諾	56
第 113 条 差し押さえた土地定着財産の処分	57
第九節 物, 書類の返却, 土地使用権の移転の強制	58
第 114 条 物の返却の強制手続	58
第 115 条 住宅の返却, 住宅の引渡しの強制	59

第 116 条	書類の引渡し、返却の強制	59
第 117 条	土地使用権の移転の強制	60
第十節	一定の事務を実施し又は実施しない義務の強制執行	61
第 118 条	一定の事務を実施すべき義務の強制執行	61
第 119 条	一定の事務を実施しない義務の強制執行	61
第 120 条	判決、決定による未成年者の養育権者への引渡しの強制	61
第 121 条	労働者の職務復帰の強制	61
第五章	いくつかの具体的な場合における判決執行	62
第一節	刑事判決、決定中の国庫への没収；財産の廃棄；差押え、仮差押えした金員、財産の返還の執行	62
第 122 条	判決、決定に伴う仮差押えした証拠物、財産の引渡し	62
第 123 条	仮差押えした証拠物、財産の受取手続	62
第 124 条	仮差押えした証拠物、財産で、没収され、国庫へ納入されるものの処理	63
第 125 条	証拠物、財産の廃棄	64
第 126 条	仮差押えした金員、財産の当事者への返還	64
第 127 条	判決、決定が判決執行を保全するため差押えを宣告した財産の処理	65
第 128 条	懲役刑を執行中の判決執行債務者に対する訴訟費用、罰金及びその他の金員の徴収	65
第 129 条	懲役刑を執行中の判決執行債権者に対する金員、財産の返還手続	65
第二節	一時緊急措置の適用決定の執行	66
第 130 条	一時緊急措置の適用決定の執行手続	66
第 131 条	一時緊急措置決定の変更、補充適用決定の執行	66
第 132 条	一時緊急措置の適用決定の執行停止	67
第 133 条	裁判所の一時緊急措置の適用決定の執行費用	67
第三節	監督審、再審決定の執行	67
第 134 条	法的効力を有する判決、決定を維持する監督審、再審決定の執行	67
第 135 条	取り消され又は変更された下級裁判所の法的効力を有する判決、決定を維持する監督審決定の執行	67
第 136 条	法的効力を生じた判決、決定を取り消す監督審、再審決定の執行	68
第四節	破産に関する決定の執行	68

第 137 条	破産状態に陥った企業，協同組合である判決執行債務者に対する判決執行の一時停止，停止及び回復	68
第 138 条	削除（破産手続開始の過程における裁判所の決定の執行）	69
第 139 条	削除（破産宣言決定後に発生した企業，協同組合の財産義務の執行）	69
第六章	民事判決執行に関する不服申立て，告訴告発及び異議申立て	69
第一節	民事判決執行に関する不服申立て及び不服申立の解決	69
第 140 条	判決執行に関する不服申立ての権利	69
第 141 条	不服申立てを解決受理することができない場合	70
第 142 条	判決執行に関する不服申立ての解決権限	70
第 143 条	不服申立人の権利及び義務	71
第 144 条	被不服申立人の権利及び義務	71
第 145 条	不服申立ての解決権限を有する者の権利及び義務	72
第 146 条	不服申立ての解決期限	72
第 147 条	不服申立ての形式	73
第 148 条	不服申立書の受理	73
第 149 条	不服申立ての解決記録	73
第 150 条	一回目の不服申立ての解決の手順	74
第 151 条	一回目の不服申立ての解決決定の内容	74
第 152 条	二回目の不服申立ての解決手続	74
第 153 条	二回目の不服申立ての解決決定の内容	74
第二節	民事判決執行に関する告訴告発及び告訴告発の解決	75
第 154 条	告訴告発する権利を有する者	75
第 155 条	告発人の権利及び義務	75
第 156 条	被告訴告発人の権利及び義務	75
第 157 条	告訴告発の解決権限，期限及び手続	76
第 158 条	告訴告発の解決権限を有する者の責任	76
第 159 条	民事判決執行に関する不服申立て，告訴告発の解決における法令の遵守の検察	76
第三節	民事判決執行に関する異議申立て及び異議申立ての解決	77
第 160 条	検察院の異議申立権	77
第 161 条	検察院の異議申立てへの回答	77
第七章	違反の処理	78
第 162 条	民事判決執行における行政違反行為	78
第 163 条	行政違反処罰の権限	78

第 164 条	民事判決執行における行政違反処罰及び違反処罰に関する不服申立て，告訴告発の解決	79
第 165 条	違反の処理	79
第八章	民事判決執行における機関，組織の任務，権限	79
第 166 条	民事判決執行における政府の任務，権限	79
第 167 条	民事判決執行における司法省の任務，権限	80
第 168 条	民事判決執行における国防省の任務，権限	80
第 169 条	民事判決執行における公安省の任務，権限	81
第 170 条	民事判決執行における裁判所の任務，権限	81
第 171 条	民事判決執行における最高人民検察院の任務，権限	82
第 172 条	民事判決執行における軍区及び同格の司令官の任務，権限	82
第 173 条	民事判決執行における省級人民委員会の任務，権限	83
第 174 条	民事判決執行における県級人民委員会の任務，権限	83
第 175 条	民事判決執行における社級人民委員会の任務，権限	84
第 176 条	民事判決執行における国庫，銀行及びその他の金融機関の責任	84
第 177 条	民事判決執行における社会保険事務所の責任	84
第 178 条	民事判決執行における財産登録，担保取引登録機関の責任	84
第 179 条	判決執行における判決，決定を下した機関の責任	84
第 180 条	刑事判決を執行中の者の監督，管理を委ねられた機関，組織の任務，権限	85
第九章	施行条項	85
第 181 条	判決執行における司法共助	85
第 182 条	施行効力	85
第 183 条	詳細の規定及び及び施行の案内	85
第 3 条	施行効力	86

国会
法律 番号：26/2008/QH12

ベトナム社会主義共和国
独立－自由－幸福
ハノイ，2008年11月14日

民事判決執行法¹

国会決議 51/2001/QH10 に基づきいくつかの条項を修正，補充された 1992 年ベトナム社会主義共和国憲法に基づき，
国会は民事判決執行法を発行する。

国会
法律 番号：64/2014/QH13

ベトナム社会主義共和国
独立－自由－幸福

民事判決執行法のいくつかの条項を修正，補充する法律

ベトナム社会主義共和国憲法に基づき，
国会は民事判決執行法 26/2008/QH12 のいくつかの条項を修正，補充する法律を発行する。

第一章 総則

第 1 条 適用範囲

この法律は，裁判所の民事判決，決定，刑事判決，決定中の罰金，財産の没収，不正に得た金員，財産の剥奪，証拠物，財産の処分，訴訟費用及び民事決定，行政判決，決定中の財産部分，破産を解決する裁判所の決定，執行債務者の財産に関連する競争事件処理評議会の競争事件処理決定，及び商事仲裁機関の判断，決定（以下「判決，決定」と総称する）の執行の原則，手順，手続；民事判決執行組織及び執行官の体系；判決執行債権者，判決執行債務者，利害関係人の権利，義務；民事判決執行における機関，組織，個人の任務，権限を規定する。²

第 2 条 執行される判決，決定

この法律に基づき執行される判決，決定は，次のとおりである。

¹ 本稿は JICA 法・司法制度改革支援プロジェクトフェイズ 2 の内部資料として作成した 2015 年 3 月 25 日付けの仮訳である。内容に疑問等があれば，原文を参照されたい。

² 下線部は 2014 年に修正，補充された部分である。以下同様。

1. この法律第 1 条に規定される判決，決定で法的効力を生じたもの
 - a) 第一審裁判所の判決，決定又は判決，決定の一部で，控訴審手続による控訴，異議の申立てがなされなかったもの
 - b) 控訴審裁判所の判決，決定
 - c) 裁判所の監督審又は再審決定
 - d) 外国裁判所の民事判決，決定，外国仲裁機関の決定で，ベトナムの裁判所により公認され，ベトナムにおける執行を許可されたもの
 - d) 競争事件処理評議会の競争事件処理決定で，法的効力が生じた日から 30 日が経過したが当事者が任意に執行せず，裁判所に訴訟を提起しないもの
 - e) 商事仲裁機関の判断，決定
 - g) 破産を解決する裁判所の決定
2. 第一審裁判所の以下の判決，決定は，控訴，異議申立てがなされた場合でも，直ちに執行することができる。
 - a) 扶養，給与の支払，労賃の支払，退職手当，失業手当，労働能力喪失手当，生命，健康に関する損害，精神的損害の賠償，労働者の業務への復帰を認める判決，決定
 - b) 一時緊急処分の適用決定

第 3 条 用語の説明

この法律では，以下の用語は次のとおり理解される。

1. 「当事者」とは，判決執行債権者，判決執行債務者をいう。
2. 「判決執行債権者」とは，執行される判決，決定中で権利，利益を享受する個人，機関，組織をいう。
3. 「判決執行債務者」とは，執行される判決，決定中で義務を履行すべき個人，機関，組織をいう。
4. 「利害関係人」とは，当事者の判決執行に関する権利の行使，義務の履行に直接関連する権利，義務を有する個人，機関，組織をいう。
5. 「判決執行申立時効」とは，判決執行債権者，判決執行債務者が，民事判決執行機関に対し判決の執行を申し立てる権利を有する期間であり；当該期間が満了したときは，この法律の規定に基づき民事判決執行機関に対し判決の執行を申し立てる権利を失うものをいう。
6. 「判決執行の条件が備わっている」とは，判決執行債務者が財産義務を履行するための財産，収入を有する；自ら又は他人を通じて判決執行義務を履行する場合をいう。
7. 「判決執行手数料」とは，判決，決定に基づき金員，財産を受領する際，判決執行債権者が納付すべき金員をいう。
8. 「判決の強制執行費用」とは，判決執行債権者又は国家予算から判決の

強制執行費用を支払うと法令が規定する場合を除き、判決執行債務者が負担すべき判決の強制執行のための諸費用をいう。

9. それぞれの判決執行決定が、一つの判決執行事件である。

第4条 判決、決定の効力の確保

この法律第2条に規定される判決、決定は、機関、組織及びあらゆる市民により尊重されなければならない。

関係を有する個人、機関、組織は、自己の責任の範囲内で判決、決定を厳正に執行し、判決の執行に関する法令上の責任を負わなければならない。

第5条 当事者、利害関係人の権利、適法な利益の保護

判決執行の過程で、当事者、利害関係人の権利、適法な利益は、尊重され、法律により保護される。

第6条 判決執行の合意

1. 当事者は、合意が法令の禁止条項に違反せず、社会道徳に反しない限り、判決執行について合意する権利を有する。合意による判決執行の結果は、公認される。

当事者の申立てにより、執行官は、判決執行に関する合意に立ち会う責任を有する。

2. 当事者は、合意書のとおり履行がされない場合、民事判決執行機関に対し、判決、決定の内容に従って履行されていない部分の義務の執行を申し立てることができる。

第7条 判決執行債権者の権利、義務

1. 判決執行債権者は、以下の各権利を有する。

- a) 判決、決定の一部又は全部について、この法律中で規定される判決の執行、執行の停止、判決執行の保全措置の適用、強制措置の適用を申し立てる。
- b) 判決執行について通知を受ける。
- c) 判決執行の時間、場所、方式、内容について判決執行債務者、利害関係人と合意する。
- d) 裁判所に対し、財産の所有権、使用权の確定、分割を申し立てる；裁判所に対し、不明確な点の説明、誤記又は誤ったデータの訂正を申し立てる；判決執行に関連する財産について紛争がある場合、自己の権利、適法な利益を擁護するため民事訴訟を提起する。
- d) 自ら又は他人に委任して、判決執行債務者の判決執行条件に関する情報を検証し、提供する。
- e) 執行官が実施した判決執行条件の検証費用を負担しなくてよい。

- g) 執行官が任務を遂行するに当たり無私でないと思料する根拠がある場合、執行官の交代を申し立てる。
- h) 自己の権利の行使、義務の履行を他人に委任する。
- i) 判決執行を受ける権利を他人に移転する。
- k) 判決執行債務者の判決執行条件に関する正確な情報を提供した場合、政府の規定に基づくその他の場合に、判決執行費用の減免を受ける。
- l) 判決執行について不服申立て、告訴告発をする。
 - 2. 判決執行債権者は、以下の各義務を負う。
 - a) 判決、決定を厳正に執行する。
 - b) 判決の執行における執行官の各決定、請求を実施する；住所、居所を変更したときは民事判決執行機関に通知する。
 - c) この法律の規定に基づく判決執行手数料、費用を負担する。

第7a条 判決執行債務者の権利、義務

- 1. 判決執行債務者は、以下の各権利を有する。
 - a) 判決を任意に執行する；判決執行の時間、場所、方式、内容について判決執行債権者、利害関係人と合意する；判決執行のため任意に財産を引き渡す。
 - b) 自ら又は他人に委任して、この法律に基づき判決の執行を申し立てる。
 - c) 判決執行について通知を受ける。
 - d) 裁判所に対し、財産の所有権、使用権の確定、分割を申し立てる；裁判所に対し、不明確な点の説明、誤記又は誤ったデータの訂正を申し立てる；判決執行に関連する財産について紛争がある場合、自己の権利、適法な利益を擁護するため民事訴訟を提起する。
 - d) この法律の規定に基づき、判決執行義務を他人に移転する。
 - e) 執行官が任務を遂行するに当たり無私でないと思料する根拠がある場合、執行官の交代を申し立てる。
 - g) この法律の規定に基づき、判決執行義務の減免について審査を受け；判決の強制執行費用の一部又は全部の減免について審査を受ける。
 - h) 判決執行について不服申立て、告訴告発をする。
 - 2. 判決執行債務者は、以下の各義務を負う。
 - a) 判決、決定を完全に、遅滞なく執行する。
 - b) 財産、判決執行条件について誠実に申告し；権限を有する者の請求があるときは、自己の財産に関連する資料、書類を完全に提供し、当該申告の内容について法令上の責任を負う。
 - c) 判決の執行における執行官の各決定、請求を実施する；住所、居所を変更したときは民事判決執行機関に通知する。

第7b条 利害関係人の権利、義務

1. 利害関係人は、以下の各権利を有する。
 - a) 自己の関連する判決執行の保全措置、強制措置について通知を受け、参加する。
 - b) 裁判所に対し、財産の所有権、使用権の確定、分割を申し立てる；裁判所に対し、不明確な点の説明、誤記又は誤ったデータの訂正を申し立てる；判決執行に関連する財産について紛争がある場合、自己の権利、適法な利益を擁護するため民事訴訟を提起する。
 - c) 判決執行について不服申立て、告訴告発をする。
2. 利害関係人は、判決の執行における執行官の各決定、請求を実施し；住所、居所を変更したときは民事判決執行機関に通知する義務を負う。

第8条 民事判決の執行で使用する言語及び文字

1. 民事判決の執行で使用する言語及び文字は、ベトナム語である。
当事者は、自己の民族の言語及び文字を使用する権利を有するが、通訳を使用しなければならない。少数民族である当事者がベトナム語を解さない場合、民事判決執行機関は通訳を手配しなければならない。
2. 通訳は、正確に、誠実に、客観的に通訳しなければならない。故意に誤訳したときは、法律の規定に従い責任を負わなければならない。

第9条 判決の任意及び強制執行

1. 国は、当事者に対し、判決の任意執行を奨励する。
2. 判決執行債務者が、判決執行条件があるにもかかわらず、判決を任意に執行しない場合、この法律の規定に従い判決の強制執行を受ける。

第10条 損害賠償責任

この法律の規定に違反し、損害を与えた機関、組織及び個人は、法令の規定に従い賠償しなければならない。

第11条 機関、組織、個人の民事判決執行機関、執行官に協力すべき責任

1. 個人、機関、組織は、自己の任務、権限、義務の範囲内で、判決執行について民事判決執行機関に協力する責任を負う。
2. 関連を有する機関、組織、個人は、この法律の規定に従い、民事判決執行機関、執行官の求めに応じる責任を負う。
民事判決執行機関又は執行官の活動を違法に妨害し、干渉するあらゆる行為は、法令の規定に従い処分される。

第12条 判決執行の監察及び検査

1. 国会、人民評議会及びベトナム祖国戦線は、法令の規定に従い、民事判決執行に関する民事判決執行機関及びその他の国家機関の活動を監察する。

2. 人民検察院は、民事判決執行に関する裁判所、民事判決執行機関、執行官、関連を有する機関、組織、個人の法令遵守について検察する。

民事判決執行を検察するに当たり、人民検察院は以下の任務、権限を有する。

- a) 裁判所の判決、決定の交付、送付、説明、修正、補充について検察する。
- b) 同級、下級の執行官、民事判決執行機関に対し、判決執行に関する決定の発出、判決執行に関する決定の送付；判決、決定どおりの執行；判決執行について自ら検査し、検査結果を人民検察院に通知すること；この法律の規定に従い判決執行に関連する記録、資料、証拠物の提供を機関、組織及び個人に請求することを求める。
- c) 同級及び下級の民事判決執行機関、執行官、関連を有する機関、組織及び個人の活動を直接検査し；検査を終了したときは検査の結論を発行する。
- d) 国家予算に納付すべき債務に関する判決執行義務の減免を審理する裁判所の公判期日に参加し、人民検察院の観点を発表する。
- d) 判決執行に関連する同級又は下級の裁判所、民事判決執行機関の行為、決定で重大でない法令違反があるものについて検討を建議し、法令違反の克服及び違反者の処分を求める。管理活動について不注意、過誤があった関連機関、組織に対し、法令違反の原因、状況の克服及び予防措置の適用について建議する。
- e) 同級、下級の民事判決執行機関の長、執行官の行為、決定で重大な法令違反があり、国の利益、機関、組織、個人の権利、適法な利益を侵害するものについて異議を申し立てる。判決執行に関する決定で法令違反があるものについて執行の停止、撤回、修正、補充又は取消しを求め、法令違反行為の終了を求める。

第二章 民事判決執行組織及び執行官の体系

第13条 民事判決執行組織の体制

民事判決執行組織の体系は、次のとおりである。

- 1. 民事判決執行管理機関
 - a) 司法省に属する民事判決執行管理機関
 - b) 国防省に属する判決執行管理機関
- 2. 民事判決執行機関
 - a) 省、中央直轄都市の民事判決執行機関（以下「省級民事判決執行機関」と総称する）

- b) 県，区，市社，省所属都市の民事判決執行機関（以下「県級民事判決執行機関」と総称する）
- c) 軍区及び同格の単位の判決執行機関（以下「軍区级判決執行機関」と総称する）

政府は，民事判決執行管理機関の任務，権限；民事判決執行機関の具体的な名称，機構，組織を規定する。

第14条 省級民事判決執行機関の任務，権限

1. 次のとおり，省，中央直轄都市の区域内の民事判決執行を管理，指導する。
 - a) 民事判決執行における法令の規定の統一的な適用を保証する。
 - b) 県級民事判決執行機関に対し，民事判決執行活動を指導する；管轄区域の民事判決執行機関の執行官，その他の公務員に対し，民事判決執行に関する専門的な技能，知識について案内する。
 - c) 県級民事判決執行機関の民事判決執行を検査する。
 - d) 民事判決執行の実務を総括する；司法省に属する民事判決執行管理機関の案内に従い，民事判決執行業務，活動について統計を作成し，報告する。
2. この法律第35条の規定に従い，判決，決定を直接執行する。
3. 民事判決執行義務の減免の審査申立記録を作成する。懲役刑の執行の減免及び懲役刑を執行中の民事判決執行債務者に対する特赦の審査申立記録の作成について公安機関と協力する。
4. この法律に規定される権限に従い，民事判決執行に関する不服申立て，告訴告発を解決する。
5. 司法省に属する民事判決執行管理機関の案内，指導に従い，地方の民事判決執行機関の公務員，物的設備，経費，活動手段の管理を行う。
6. 同級の人民委員会がこの法律第173条1項及び2項に規定される責任，権限を実施するのを補佐する。
7. 法令の規定に従い，人民評議会，人民委員会に対し，民事判決執行業務を報告する。請求があるときは，裁判所に対し，判決，決定の執行結果を報告する。

第15条 軍区级判決執行機関の任務，権限

1. この法律第35条の規定に従い，判決，決定を直接執行する。
2. 権限に従い判決執行業務の実務を総括する。国防省に属する判決執行管理機関の案内に従い，民事判決執行業務，活動について統計を作成し，報告する。請求があるときは，裁判所に対し，判決，決定の執行結果を報告する。
3. この法律に規定される権限に従い，民事判決執行に関する不服申立て，

告訴告発を解決する。

4. 国防省に属する判決執行管理機関の案内、指導に従い、軍区級判決執行機関の幹部、物的設備、経費及び活動手段の管理について、軍区の所掌機関と協力する。

5. 民事判決執行義務の減免の審査申立記録を作成する；懲役刑の執行の減免及び懲役刑を執行中の民事判決執行債務者に対する特赦の審査申立記録の作成について、懲役刑執行機関と協力する。

6. 軍区司令官及び同格の者がこの法律第 172 条 1 項に規定される任務、権限を実施するのを補佐する。

第 16 条 県級民事判決執行機関の任務、権限

1. この法律第 35 条の規定に従い、判決、決定を直接執行する。

2. この法律に規定される権限に従い、民事判決執行に関する不服申立て、告訴告発を解決する。

3. 省級民事判決執行機関の案内、指導に従い、公務員、物的設備、経費及び活動手段の管理を行う。

4. 法令の規定及び省級民事判決執行機関の案内に従い、判決執行業務、活動について統計を作成し、報告する。

5. 民事判決執行義務の減免の審査申立記録を作成する。

6. 同級の人民委員会がこの法律第 174 条 1 項及び 2 項に規定される任務、権限を実施するのを補佐する。

7. 法令の規定に従い、人民評議会、人民委員会に対し、民事判決執行業務について報告する。請求があるときは、裁判所に対し、判決、決定の執行結果を報告する。

第 17 条 執行官

1. 執行官は、この法律第 2 条の規定に従い、国から判決、決定を執行する任務を委ねられた者である。執行官には、初級執行官、中級執行官及び高級執行官の三つの階級がある。

2. 執行官は、司法大臣により任命される。

3. 政府は、執行官の選抜試験、任命の手順、手続について規定する。

第 18 条 執行官の任命基準

1. 祖国に忠誠心があり、誠実、清廉で、品行方正であり、法学士以上の学位を有し、委ねられた任務を完遂することができる健康状態のベトナム国民は、執行官に任命され得る。

2. この条第 1 項に定める基準を満たし、次の条件を満たす者は、初級執行

官に任命される。

- a) 3年以上法令業務に従事している。
- b) 民事判決執行の専門的な技能、知識に関する養成を受けている。
- c) 初級執行官選抜試験に合格している。

3. この条第1項に定める基準を満たし、次の条件を満たす者は、中級執行官に任命される。

- a) 5年以上初級執行官として勤務している。
- b) 中級執行官選抜試験に合格している。

4. この条第1項に定める基準を満たし、次の条件を満たす者は、高級執行官に任命される。

- a) 5年以上中級執行官として勤務している。
- b) 高級執行官選抜試験に合格している。

5. この条第1項に規定される基準を満たし、現役の軍隊士官である者は、軍隊の執行官に任命される。

軍隊の初級執行官、中級執行官及び高級執行官の任命基準は、この条第2項、第3項及び第4項の規定に従う。

6. 現在裁判官、検察官又は捜査官であり民事判決執行機関に異動してくる者、執行官であったが別の任務に配置された者で、この条第1項に規定される条件を満たす者は、選抜試験を経ずに、同じの等級の執行官に任命され得る。

7. 民事判決執行機関の長、次長に任命する必要性がある特別な場合、第1項に規定される基準を満たし、5年以上法令業務に従事している者は初級執行官に任命され得；10年以上法令業務に従事している者は中級執行官に任命され得、15年以上法令業務に従事している者は高級執行官に任命され得る。

第19条 執行官の免任

1. 執行官は、定年に達した、又はほかの機関の業務に転じた場合、当然に免任される。

2. 司法大臣は、以下の場合、執行官の免任を検討し、決定する。

- a) 家庭環境又は健康により、執行官として任務を完遂することができないと認められる。
- b) 専門的能力、技能、知識が執行官の任務の遂行に不十分であり場合、又はその他の理由により執行官としての基準を満たさないようになった。

3. 政府は、執行官の免任の手順、手続について規定する。

第20条 執行官の任務、権限

1. 割り当てられた事件を速やかに執行する。権限に従い判決執行に関する決定を下す。

2. 判決、決定の内容どおり執行する。判決執行の手順、手続に関する法令の規定を正しく適用し、国の利益、当事者、利害関係人の権利、適法な利益を保護する。執行官の任務倫理を厳守する。

3. 判決執行を解決するために、当事者、利害関係人を招集する。

4. 判決執行債務者の財産、判決執行条件を検証する。関連を有する機関、組織、個人に対し、判決執行債務者の住所、財産を検証するための資料の提供を請求し、又は関係機関と協力して判決執行に関連する証拠物、財産及びその他の物件を処分する。

5. 判決執行の担保措置、判決強制執行措置の適用を決定する。判決強制執行の計画を立案する。判決執行の対象財産を差し押さえる。

6. 法令の規定に従い、公安機関に対し、判決執行に抵抗する者を暫定留置するよう請求する。

7. 判決執行に関する法令違反行為について調書を作成する。権限に従い行政違反処罰を行う。権限を有する機関に対し、違反者に対する懲戒処分、行政違反処罰又は刑事責任の追及を建議する。

8. 法令の規定に反して当事者に支払われた金員、財産を回収し、判決執行費用及びその他の納付しなければならない金員を徴収するため、強制措置の適用を決定する。

9. 政府の規定に従い、公務執行に当たり補助的な用具を使用することができる。

10. 民事判決執行機関の長から割り当てられたその他の任務を遂行する。

執行官は、自己の任務を遂行し、権限を行使するに当たり、法令を遵守し、判決執行について法的責任を負わなければならないが、法令により生命、健康、名誉、品格及び威信を保護される。

第21条 執行官が行うことができない事項

1. 法令が公務員が行うことを禁止している事項
2. 当事者、利害関係人に対し、違法な判決執行につながる助言をする。
3. 判決執行事件の解決に違法に干渉し、又は判決執行の責任を負う者に対し、自己の影響力を濫用して働きかける。
4. 判決執行の証拠物、金員、財産を違法に使用する。
5. 自身及び以下の者の権利、利益に関連する判決執行を行う。
 - a) 配偶者、実子、養子
 - b) 執行官、執行官の配偶者の実父母、養父母、祖父母、伯父、伯母、叔父、叔母、実兄弟姉妹
 - c) 孫、甥、姪
6. 委ねられた任務、権限以外の事項をするために執行官の身分証明書、制

服、判決執行バッジ、補助的な用具を使用する。

7. 判決執行の任務を遂行する過程で、個人、機関、組織に対し嫌がらせをし、困惑させる。

8. 故意に判決、決定の内容に反する執行を行う。法的根拠なく委ねられた判決執行の解決を引き延ばし、遅延させる。

第22条 民事判決執行機関の長、次長

1. 民事判決執行機関の長、次長は、執行官でなければならない。民事判決執行機関の長、次長は、司法大臣により任命、免任される。軍隊の判決執行機関の長、次長は、国防大臣により任命、免任される。

2. 政府は、民事判決執行機関及び軍隊の判決執行機関の長、次長の任命又は免任の基準、手順、手続について規定する。

第23条 民事判決執行機関の長、次長の任務、権限

1. 民事判決執行機関の長は、下記の任務及び権限を有する。

- a) 権限に従い、判決執行に関する決定を下す。
- b) 民事判決執行機関の判決執行活動を管理、指導する。
- c) 機関、組織、個人に対し、判決執行に協力するよう求める。
- d) 判決、決定を下した機関に対し、当該判決、決定中の不明確な点、又は実状と符合しない点について、執行のため書面による説明を求める。
- e) 法令の規定に従い、権限を有する者に対し、判決、決定に対する監督審又は再審手続による異議申立てをするよう建議する。
- f) 検察院の異議申立て、建議に応答する。権限に従い、判決執行に対する不服申立て、告訴告発を解決し、行政違反処罰を行う。権限を有する国家機関に対し、違反者に対する懲戒処分、行政違反処罰又は刑事責任の追及を建議する。
- g) 執行官の任務を遂行し、権限を行使する。
- h) 判決執行について報告し、統計を作成する。
- i) 省級民事判決執行機関の長は、省級及び管轄区域内の県級民事判決執行機関の執行官、公務員に対し、異動、判決執行の専門的な技能、知識の案内、業務の指導、検査を行い、司法省に属する民事判決執行管理機関の案内、指導に従い、その他の事務を行う。

2. 民事判決執行機関の次長は、民事判決執行機関の長から割り当てられ、又は委任を受けた任務を遂行し、権限を行使し、委ねられた業務の範囲内で責任を負う。

第24条 民事判決執行機関の定員、経費、物的設備

政府は、民事判決執行機関の定員、経費、庁舎、判決執行の補助的な用具、情報技術及びその他の必要な手段、装備を確保する。

第25条 民事判決執行業務に従事する公務員の制服、バッジ、制度

民事判決執行業務に従事する執行官、審査官及びその他の公務員は、公務の執務中に使用する制服、バッジの支給を受け、職業に相応しい給与、手当制度及び政府の規定によるその他の優遇制度を享受することができる。

第三章 民事判決執行手続

第26条 民事判決執行申立権の案内

裁判所、競争事件処理評議会、商事仲裁機関は、判決、決定を下す際、当事者に対し、判決執行申立権、判決執行義務、判決執行申立時効について説明し、同時に判決、決定中に明記しなければならない。

第27条 判決、決定の交付

この法律第2条に規定される判決、決定を下した裁判所、競争事件解決評議会、商事仲裁機関は、当事者に対し、「執行用」と記載した判決、決定を交付しなければならない。

第28条 判決、決定の送付

1. この法律第2条1項a号、b号、c号、d号及びg号に規定される判決、決定を下した裁判所は裁判所は、権限を有する民事判決執行機関に対し、判決、決定が法的効力を生じた日から30日以内に、当該判決、決定を送付しなければならない。

2. この法律第2条2項a号に規定される判決、決定を下した裁判所は、権限を有する民事判決執行機関に対し、判決、決定を下した日から15日以内に、当該判決、決定を送付しなければならない。

3. 一時緊急措置の適用決定を下した裁判所、商事仲裁機関は、民事判決執行機関に対し、決定を下した後、直ちに当該決定を送付しなければならない。

4. 権限を有する機関が判決執行に関連する財産を差し押さえ、仮に差し押さえ、証拠物を押収し、又はその他の資料を押収している場合、裁判所は、判決、決定を民事判決執行機関に送付する際、財産の差押え、仮差押え、証拠物の押収、その他の関連資料の押収に関する調書の謄本を添付しなければならない。

第29条 判決、決定の受領手続

1. 裁判所、商事仲裁機関が送付した判決、決定を受領したときは、民事判決執行機関は、検査し、判決、決定受領簿に記入しなければならない。

判決，決定受領簿には，通し番号；判決，決定を受領した年月日；判決，決定の番号，年月日及び判決，決定を下した裁判所，商事仲裁機関の名称；当事者の氏名，住所，及びその他の関連資料を明記しなければならない。

2. 判決，決定を直接引渡し，受領するときは，双方が署名しなければならない。判決，決定及び関連資料を郵便により受領した場合，民事判決執行機関は，裁判所，商事仲裁機関に対し，送付を受けたことを文書により通知しなければならない。

第30条 判決執行申立時効

1. 判決，決定が法的効力を生じた日から5年間，判決執行債権者，判決執行債務者は，権限を有する民事判決執行機関に対し，判決執行決定を下すよう申し立てる権利を有する。

義務を履行する期限が判決，決定中で定められている場合，5年の期間は，義務の期限が到来した日から算定する。

定期的に執行する判決，決定については，5年の期間は，各期ごとに義務の期限が到来した日から算定する。

2. この法律の規定に従い，判決執行が延期又は一時停止された場合，延期，一時停止の期間は，判決執行申立時効に算入しない。ただし，判決執行債権者が判決執行債務者に対し判決執行の延期について同意した場合を除く。

3. 判決執行の申立人が，客観的な障害又は不可抗力の事象により時効期間内に判決執行を申し立てることができなかったことを証明した場合，客観的な障害又は不可抗力の事象が生じていた期間は，判決執行申立時効に算入しない。

第31条 判決執行の申立ての受領，拒絶

1. 当事者は，自ら又は他人に委任し，申立書を直接提出し，口頭で陳述し，又は申立書を郵送する形式により判決執行を申し立てる。申立人は，判決，決定その他の関連資料を提出しなければならない。

判決執行の申立日は，申立人が申立書を提出し，直接陳述した日，又は送付地の郵便局の消印が押された日である。

2. 申立書には，以下の内容を記載しなければならない。

- a) 申立人の指名，住所
- b) 申立地の民事判決執行機関の名称
- c) 判決執行債権者；判決執行債務者の氏名，住所
- d) 判決執行を申し立てる内容
- d) 判決執行債務者の財産，判決執行条件に関する情報（あれば）
- e) 申立ての年月日
- g) 申立人の署名又は指印；法人である場合，法定代表者が署名し，法人の印

を押捺する（あれば）。

3. 申立人が直接口頭で陳述する場合、民事判決執行機関は、この条第2項に規定される内容を記載した調書を作成し、調書作成者が署名しなければならない。この調書は、申立書と同一の価値を有する。

4. 判決執行申立書を受領したときは、民事判決執行機関は申立ての内容及び添付資料を検査し、判決執行申立受付簿に記入し、申立人に対し文書により通知しなければならない。

5. 民事判決執行機関は、以下の場合、判決執行の申立てを拒絶し、判決執行の申立てを受領した日から5営業日以内に、申立人に対し文書により通知しなければならない。

- a) 申立人が判決執行申立権を有しない、又は申立ての内容が判決、決定の内容に関連しない。この法律の規定に従い、判決、決定が当事者の権利、義務を発生させない。
- b) 申立てを受けた民事判決執行機関が判決執行権限を有しない。
- c) 判決執行申立時効が満了した。

第32条 削除（判決執行申立書の提出手続）

第33条 削除（判決執行申立書の受領）

第34条 削除（判決執行申立書の受領拒絶）

第35条 判決執行の管轄

1. 県級民事判決執行機関は、以下の判決、決定の執行を管轄する。

- a) 県級民事判決執行機関の所在地の県級裁判所の第一審判決、決定
- b) 県級民事判決執行機関の所在する地の県級裁判所の第一審判決、決定に対する省級裁判所の控訴審判決、決定
- c) 民事判決執行機関の所在地の区、県、市社、省所属都市及び同格の人民裁判所の法的効力を生じた判決、決定に対する高級人民裁判所の監督審又は決定
- d) ほかの地の県級民事判決執行機関、省級民事判決執行機関、又は軍区級判決執行機関から委託を受けた判決、決定

2. 省級民事判決執行機関は、以下の判決、決定の執行を管轄する。

- a) 管轄区域内の省、中央直轄都市人民裁判所の第一審判決、決定
- b) 高級人民裁判所の判決、決定
- c) 省級民事判決執行機関に送付された最高人民裁判所の判決、決定
- d) 外国裁判所の判決、決定、外国仲裁機関の決定で、裁判所が公認し、ベトナムにおける執行を許可したもの

- d) 商事仲裁機関の判断, 決定
 - e) 競争事件処理評議会の競争事件処理決定
 - g) ほかの地の民事判決執行機関又は軍区級判決執行機関から委託を受けた判決, 決定
 - h) この条第 1 項に規定される県級民事判決執行機関が執行を管轄する判決, 決定で, 執行のため取り上げる必要があると認めるもの
 - i) この条第 1 項に規定される判決, 決定で, 当事者又は財産が外国にあるもの, 又は判決執行について司法委託が必要なもの
3. 軍区級民事判決執行機関は, 以下の判決, 決定の執行を管轄する。
- a) 管轄区域内の軍区又は同格の軍事裁判所の刑事判決, 決定中の罰金, 財産の没収, 不正に得た金員, 財産の剥奪, 証拠物, 財産の処分, 訴訟費用に関する決定及び民事決定
 - b) 管轄区域内の区域軍事裁判所の刑事判決, 決定中の罰金, 財産の没収, 不正に得た金員, 財産の剥奪, 証拠物, 財産の処分, 訴訟費用に関する決定及び民事決定
 - c) 軍区級判決執行機関に送付された中央軍事裁判所の刑事判決, 決定中の罰金, 財産の没収, 不正に得た金員, 財産の剥奪, 証拠物, 財産の処分, 訴訟費用に関する決定及び民事決定
 - d) 軍区級判決執行機関に送付された最高人民裁判所の民事決定
 - e) 省級判決執行機関, 県級判決執行機関, ほかの軍区級判決執行機関から委託を受けた判決, 決定

第 36 条 判決執行決定の発出

1. 民事判決執行機関の長は, この条第 2 項に規定される場合を除き, 判決執行の申立てがあったときは, 判決執行決定を下す。

申立てによる判決執行決定の発出期限は, 判決執行の申立てを受け付けた日から 5 営業日である。

2. 民事判決執行機関の長は, 以下の判決, 決定部分については, 職権で判決執行決定を下し, 執行官に執行を割り当てる。

- a) 罰金, 不正に得た金員, 財産の剥奪, 訴訟費用, 裁判所の手数料
- b) 当事者への金員, 財産の返還
- c) 証拠物, 財産; その他の国に対する債務の国庫への納入, 廃棄
- d) 土地所有権及びその他の国家に属する財産の回収
- d) 一時緊急措置の適用決定
- e) 破産を解決する裁判所の決定

民事判決執行機関の長は, この項 a 号, b 号, c 号及び d 号に規定される判決, 決定を受領した日から 5 営業日以内に, 判決執行決定を下さなければ

ならない。

この項 d 号に規定される決定については、直ちに判決執行決定を下さなければならない。

この項 e 号に規定される決定については、決定を受領した日から 3 営業日以内に判決執行決定を下さなければならない。

3. 判決執行決定には、決定を下した者の氏名、職務；判決、決定の番号、発行年月日、機関、組織の名称；判決執行債務者、判決執行債権者の氏名、住所；判決執行すべき義務部分；判決の任意執行の期限を明記しなければならない。

4. 政府は、この条について詳細を規定する。

第 37 条 判決執行に関する決定の撤回、修正、補充、取消し

1. 判決執行に関する決定を下す権限を有する者は、以下の場合、判決執行に関する決定を撤回する決定を下さなければならない。

- a) 判決執行に関する決定が権限に反して下された。
- b) 判決執行に関する決定に事件の内容を変更する誤りがある。
- c) 判決執行に関する決定を下した根拠がなくなった。
- d) この法律第 54 条 3 項に規定される場合

2. 判決執行に関する決定を下す権限を有する者又は不服申立てを解決する権限を有する者は、判決執行に関する決定に事件の内容を変更しない誤りがある場合、判決執行に関する決定を修正、補充する決定を下し、又は修正、補充を求めることができる。

3. 判決執行に関する決定を下す権限を有する者又は不服申立てを解決する権限を有する者は、以下の場合、下級の民事判決執行機関の長、直接管理権に服する執行官の判決執行に関する決定を取り消す決定を下し、又は取消しを求めることができる。

- a) この条第 1 項及び第 2 項に規定される事項を発見したが、下級の民事判決執行機関の長、直接管理権に服する執行官が請求を受けたのに自ら対応しない。
- b) 権限を有する機関の結論により、判決執行に関する決定に法令違反がある。

4. 判決執行に関する決定の撤回、修正、補充、取消決定には、撤回、修正、補充、取消しの根拠、内容及び法的結果を明記しなければならない。

第 38 条 判決執行に関する決定の送付

判決執行に関する決定は、決定を下した日から 3 営業日以内に、同級の人民検察院に送付しなければならない。ただし、この法律に別段の規定がある場合を除く。

判決の強制執行決定は、判決の強制執行を行う地の社、坊、市鎮の人民委員会（以下「社級人民委員会」と総称する）、判決の強制執行決定の執行に関連を有する機関、組織、個人に送付しなければならない。

第39条 判決執行に関する通知

1. 判決執行に関する決定、通知書、召喚状及び判決執行に関連するその他の文書は、当該文書の内容に従い権利を行使し、義務を履行ためことができるよう、当事者、利害関係人に通知しなければならない。

2. 通知は、文書を発した日から3営業日以内に行わなければならない。ただし、当事者が財産を隠匿し、破棄し、判決執行を免れようとするのを防止する必要がある場合を除く。

3. 通知は以下の形式により行う。

- a) 直接又は法令の規定に基づきほかの機関、組織、個人を通じて通知する。
- b) 公示
- c) マスメディアを通じた通知

4. 通知費用は、判決執行債務者が負担しなければならない。ただし、法令が、国家予算から支出する、又は判決執行債権者が負担すると規定する場合を除く。

第40条 個人への直接通知手続

1. 個人への通知書は、直接交付し、受領の署名又は指印を得なければならない。

2. 被通知人が不在の場合、配偶者、当事者又は当事者の配偶者の子、祖父母、父母、伯父、伯母、叔父、叔母、兄弟を含む親族で、完全民事行為能力を有し、同居する者に通知書を交付することができる。

通知書を交付したときは、調書を作成しなければならない。調書の作成日が、通知が適式になされた日である。

被通知人に、完全民事行為能力を有し、同居する親族がない場合、これらの者が通知書の受領を拒否する場合、又は被通知人が不在で帰宅時期が不明な場合、通知人は、通知することができないことについて調書を作成し、証人の署名を得て、この法律第42条の規定に従い公示しなければならない。

3. 被通知人が転居した場合、被通知人の新たな住所に通知しなければならない。

第41条 機関、組織への直接通知手続

被通知対象人が機関、組織である場合、通知書は、当該機関、組織の法定代表者又は文書の受領責任者に直接交付し、受領の署名を得なければならない。

通知を受けた機関、組織が判決執行に参加する代理人を有し、又は通知書の受領代理人を選定した場合、これらの者は通知書の受領の署名をしなければならない。受領の署名をした日が、適式な通知がなされた日である。

第42条 公示

1. 通知書の公示は、法令に別段の規定がある場合を除き、被通知人の住所が不明な場合、又は直接通知することができない場合に限り行う。

民事判決執行機関は、自ら、又は被通知人の居住地若しくは最後の居住地の社級人民委員会、法令に規定される条件を満たす個人、組織に委任して公示をする。

2. 公示は、以下の手続により行う。

- a) 民事判決執行機関の庁舎、又は被通知人の居住地若しくは最後の居住地の社級人民委員会の庁舎において、通知書を掲示する。
- b) 公示について、公示をした年月日；通知書の番号、年月日、名称を明記した調書を作成し、証人の署名を得る。

3. 通知書の公示期間は、公示をした日から10日である。公示をした日が、適式な通知がなされた日である。

第43条 マスメディア上での通知

1. マスメディア上での通知は、法律が規定するとき、又は当事者が請求するとき限り行う。

2. 当事者の居住地に当事者が所在すると判断することができる場合、通知は、当該地方の省、中央直轄都市の日刊新聞に二回連続で掲載し、又は省、中央直轄都市のラジオ局、テレビ局を通じて二日間連続で二回放送して行う。

3. マスメディア上での二回目の通知日が、適式な通知がなされた日である。

第44条 判決執行条件の確認

1. 判決の任意履行期限が満了した日から10日以内に、判決執行債務者が任意に執行しないときは、執行官は確認を行う。一時緊急措置の適用決定を執行する場合は、直ちに確認を行わなければならない。

判決執行債務者は、民事判決執行機関に対し財産、収入、判決執行条件に関する情報を誠実に申告し、完全に提供しなければならない、自己の申告について責任を負う。

2. 判決執行債務者が判決執行条件を備えていない場合、少なくとも6か月に一回、執行官は判決執行条件を確認しなければならない。判決執行条件を備えていない判決執行債務者が懲役刑を執行中の者であり、懲役刑の執行期間が2年以上残っている、又は判決執行債務者の新たな住所、居所を確定すること

ができない場合、確認の期限は少なくとも1年に一回とする。二回確認したが、判決執行債務者が依然として判決執行条件を備えていない場合、民事判決執行機関は、判決執行債権者に対し確認の結果を文書により通知しなければならない。再確認は、判決執行債務者の判決執行条件について新たな情報があるときに行われる。

3. 民事判決執行機関は、判決執行債務者が財産、居所を有し、就業し、又は事務所を有する地の民事判決執行機関に対し、執行条件の確認を委託することができる。

4. 判決執行条件を確認する際、執行官は以下の責任を負う。

- a) 執行官の身分証明書を提示する。
- b) 財産、収入、その他の判決を執行するための条件を具体的に確認する。
- c) 文書により確認する場合、確認請求文書に確認する内容及びその他の必要な情報を明記する。
- d) 判決執行債務者が機関、組織である場合、執行官は直接財産、資本、財産の管理帳簿を検討する。判決執行債務者の財産、口座に関する情報を管理、保管、保存しているその他の関連機関、組織で確認する。
- d) 必要な場合、確認が必要な内容を明確にするため、専門機関に請求し、専門家を招聘、雇用する。
- e) 確認結果を完全に記録した調書を作成し、確認を行った地の社級人民委員会若しくは公安、又は機関、組織、個人の確認を得る。

5. 判決執行債権者は、自ら又は他人に委任して判決執行条件を確認し、判決執行債務者の財産、収入、判決執行条件に関する情報を民事判決執行機関に提供する権利を有する。

執行官が必要と認める場合、執行官と判決執行債権者の確認結果が異なる場合、又は人民検察院の異議申立てがある場合、再確認しなければならない。再確認は、当事者が提供する確認結果を受領し、又は人民検察院の異議申立てを受けた日から5営業日以内に行う。

6. 判決執行条件の確認について関連を有する機関、組織、個人の責任は、次のとおりである。

- a) 司法・戸籍、地勢・建設・都市及び環境機関、組織、公務員、その他の社級幹部、公務員及び関連を有する個人は、執行官の求めに応じ、提供した情報の内容について責任を負わなければならない。
- b) 社会保険事務所、銀行、その他の金融機関、土地使用权登録事務所、担保取引登録事務所、公証人、及び判決執行債務者の財産、口座に関する情報を把握し、管理しているその他の機関、組織、個人は、判決執行債務者の判決執行条件に関する情報を提供する責任を負い、執行官の請求文書を受

領した日から3営業日以内に、執行官が直接確認する場合は調書に記入し、又は文書により回答する。口座に関する情報については、直ちに提供しなければならない。

c) 判決執行債務者の財産、口座に関する情報を把握し、管理している機関、組織、個人は、判決執行債権者又は判決執行債権者の委任代理人が請求するときは、請求を受けた日から5営業日以内に、情報を提供する責任を負う。ただし、不可抗力の事象又は客観的な障害による場合を除く。機関、組織、個人が提供を拒絶する場合、文書により回答し、理由を明記しなければならない。

7. 判決執行債権者、機関、組織、個人が判決執行債務者の判決執行条件に関する情報を提供しない、又は真実と異なる情報を提供した場合、法的責任を負い、発生した費用を精算しなければならない。損害を与えた場合、賠償しなければならない。

第44a条 判決執行条件を欠くことの確認

1. 判決執行条件の確認結果に基づき、民事判決執行機関の長は、以下のいずれかの場合、判決執行条件を欠くことに関する決定を下す。

a) 判決執行債務者に収入がない、又は収入があるが判決執行債権者、同人が扶養の責任を負う者の最低限の生活を賄うだけしかなく、判決を執行するための財産を有しない、又は財産を有するが、財産の価額が判決の強制執行費用を賄うだけしかなく、若しくは法令の規定により判決執行のために差し押さえ、処分することができない財産である。

b) 判決執行債務者が特定物の返還義務を執行しなければならないが、返還すべき物が滅失し、又は使用することができない程度に破損し；書類を返還しなければならないが、書類を回収することができず、再発給を受けることもできないときで、当事者間に別段の合意がない。

c) 判決執行債務者の住所、居所を確定することができない。未成年者がほかの者の扶養に委ねられた。

2. 執行条件を欠く判決執行債務者の氏名、住所、執行すべき義務に関する情報は、民事判決執行に関するウェブサイト上に登載され、確認をした地の社級人民委員会に公示のため送付される。判決執行債務者が執行条件を備えたときは、判決執行機関は執行を行う。

政府は、この項について詳細を規定する。

第45条 判決の任意執行の期限

1. 判決の任意執行の期限は、判決執行債務者が判決執行決定を受領した日、又は判決執行決定について適式な通知を受けた日から10日である。

2. 判決執行債務者が財産を隠匿、破棄し、判決執行を免れようとするのを防止する必要がある場合、執行官は、この法律第四章に規定される措置を直ちに適用する。

第46条 判決の強制執行

1. この法律第45条に規定される期限が満了し、判決執行条件を備えているのに判決執行債務者が任意に判決を執行ときは、強制執行を行う。

2. 判決の強制執行は、夜22時から朝6時までの間、法令の規定に基づく休日、祝日、及び政府が規定するその他の特別な場合には行うことができない。

第47条 判決執行金の弁済、財産の返還

1. 判決執行により得られた金員は、判決執行費用及びこの法律第115条5項に規定される金員を控除した後、以下の順序で弁済される。

a) 扶養料；給与，労働工賃，退職手当，失業手当，労働力喪失手当；生命，健康及び精神的損害に関する損害賠償金

b) 訴訟費用，裁判所の手数料

c) 判決，決定に基づくその他の判決執行すべき金員

2. 判決執行債権者が複数いる場合、判決執行により得られた金員の弁済は、以下のとおりである。

a) 弁済は、この条第1項に規定される順序に従って行う。同一の優先順位の判決執行債権者が複数いる場合、弁済は、判決執行により得るべき金額の比率に従って行う。

b) 判決の強制執行決定により得られた金員は、当該強制決定の時点までに申立てをした判決執行債権者に対し弁済される。残金は、弁済の時点までに判決執行決定を得たその他の判決執行債権者に対し弁済される。

c) この項a号及びb号の規定に従い弁済をした後、残金は、判決執行債務者に返還される。

3. 質権者、抵当権者が判決執行債務者である質、抵当財産を処分した場合、又は判決、決定が具体的な義務の履行を担保するために差押えを宣言した財産を売却した場合、質、抵当、差押財産の売却により得られた金員は、当該判決、決定の訴訟費用、強制費用及びこの法律第115条5項に規定される金員を控除した後、質権者、抵当権者又は被担保債権者に対し優先的に弁済される。

質権者、抵当権者が判決執行債権者でない質、抵当財産を処分した場合、質権者、抵当権者は、この条に規定される金員を弁済する前に、優先的に弁済を受ける。

4. 破産に関する判決執行により得られた金員の弁済順序は、破産に関する法令の規定による。

5. 執行官は、判決執行により金員、財産を得た日から 10 日以内に、この条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に規定される判決執行金を弁済し、財産を返還しなければならない。

第 48 条 判決執行の延期

1. 民事判決執行機関の長は、以下の場合、判決執行延期決定を下す。
 - a) 判決執行債務者が重病であり、県級以上の医療施設の確認がある。裁判所の決定により民事行為能力を喪失し、又は制限された。
 - b) 判決執行債務者の住所を確定することができない。その他の正当な理由により、判決執行債務者が自ら判決、決定に従い義務を履行することができない。
 - c) 当事者が判決執行の延期に同意している。判決執行延期の同意は、延滞期間を明記し、当事者が署名した文書でなされなければならない。判決執行の延期期間中、判決執行債務者は、判決執行の遅延利息を負わなくてよい。ただし、当事者間に別段の合意がある場合を除く。
 - d) 判決執行のための財産について、裁判所がこの法律第 74 条及び 75 条の規定による解決のため受理した。財産がこの法律第 90 条の規定により差し押さえられたが、規定に従い減価した結果、価額が費用及び被担保債権を下回った。
 - d) この法律第 170 条 2 項及び第 179 条 2 項の規定に従い、権限を有する機関が判決、決定を説明し、民事判決執行機関の建議に回答する期間中の判決執行
 - e) 財産を受領すべき者、子の扶養を委ねられる者が、財産の受領、被扶養者の引受けについて二回適式な通知を受けたが、受取りに来ない。

2. 民事判決執行機関の長は、強制決定中で定められた判決の強制執行の時期の少なくとも 24 時間前までに異議申立権者の判決執行延期の申立てを受けたときは、判決執行延期決定を下す。判決執行機関が判決の強制執行決定中で定められた強制の時期の 24 時間前より後に異議申立権者の延期申立てを受けた場合、民事判決執行機関の長は、必要と認めるときは判決執行延期決定を下すことができる。

事件が既に一部執行され、又は執行が終了している場合、民事判決執行機関は、判決執行延期の申立人に対し、直ちに文書により通知しなければならない。

裁判所の判決、決定に対し監督審又は再審手続による異議申立権を有する者は、回復することができない結果を防止するために、異議を審理するため一回に限り判決執行の延期を申し立てることができる。

判決、決定への異議申立権者の申立てによる判決執行の延期期間は、判決執行延期申立書を提出した日から 3 か月を超えることができない。判決執行の延

期期間中、判決執行債務者は、判決執行の遅延利息を負わなくてよい。

3. 判決執行延期決定の発出期限は、この条第1項に規定される判決執行延期の根拠がある日から5営業日以内である。この条第2項に規定される場合は、権限を有する者の申立てを受けたときは、直ちに判決執行延期決定を下さなければならない。

4. 民事判決執行機関の長は、この条第1項に規定される判決執行延期の根拠がなくなったとき、この条第2項に規定される権限を有する者の申立てによる判決執行の延期期間が満了したとき、又は異議申立権者の異議に根拠がない旨の回答を受領したときから5営業日以内に、判決執行継続決定を下さなければならない。

第49条 判決執行の一時停止

1. 民事判決執行機関の長は、監督審又は再審手続による判決、決定に対する異議申立権者の判決執行一時停止決定を受領したときは、判決執行の一時停止について通知する。

判決、決定が既に一部又は全部執行されている場合、民事判決執行機関の長は、異議申立人に対し直ちに文書により通知しなければならない。

異議申立てによる判決執行の一時停止期間中、判決執行債務者は、判決執行の遅延利息を負わなくてよい。

2. 民事判決執行機関の長は、裁判所から判決執行債務者に対する破産手続開始の申立てを受理した旨の通知を受けたときは、判決執行の一時停止決定を下す。

判決執行の一時停止決定の発出期限は、裁判所の通知を受けた日から5営業日以内である。

3. 民事判決執行機関の長は、以下のいずれかの決定を受領した日から5営業日以内に、判決執行継続決定を下す。

- a) 権限を有する者の異議申立ての取下決定
- b) 異議申立てがなされたの判決、決定を維持する裁判所の監督審、再審決定
- c) 破産状態に陥っていた企業、合作社の破産手続の進行停止、又は経営活動再建手続の停止に関する裁判所の決定

第50条 判決執行の停止

1. 民事判決執行機関の長は、以下の場合、判決執行停止決定を下さなければならない。

- a) 判決執行債務者が死亡し、遺産がない、又は法令の規定により、判決、決定に基づく同人の義務を相続人に移転することができない。
- b) 判決執行債権者が死亡し、法令の規定により、判決、決定による同人の

権利及び利益を相続人に移転することができない，又は相続人がいない。

- c) 当事者が文書により合意し，又は判決執行債権者が民事判決執行機関に対し，判決，決定により享受することができる権利，利益の一部又は全部の執行停止の申立書を提出した。ただし，判決執行の停止が第三者の権利，適法な利益に影響を与える場合を除く。
- d) 判決，決定が一部又は全部が破棄された。ただし，この法律第103条2項に規定される場合を除く。
- d) 組織である判決執行債務者が解散し，財産を有さず，法令の規定により同人の義務をほかの組織に移転することができない。
- e) 判決執行義務の免除決定がある。
- g) 裁判所が判決執行債務者に対し破産手続開始決定を下した。
- h) 判決，決定により扶養を委ねられる未成年者が死亡し，成人した。

2. 判決執行停止決定の発出期限は，この条第1項に規定される判決執行停止の根拠がある日から5営業日以内である。

第51条 削除（判決執行申立書の返却）

第52条 判決執行の終了

判決執行は，以下の場合，当然に終了する。

1. 当事者が自己の権利の行使，義務の履行を終えたことを民事判決執行機関が確認した。
2. 判決執行停止決定があった。

第53条 判決執行結果の確認

当事者は，判決執行機関に対し，判決執行結果の確認を請求する権利を有する。

民事判決執行機関の長は，当事者の請求を受けた日から5営業日以内に判決執行結果の確認書を発給する。

第54条 判決執行の権利及び義務の移転

1. 組織に関する判決執行の権利及び義務の移転は，以下のとおり行う。
 - a) 新設合併の場合，新組織が引続き判決執行の権利を行使し，義務を履行する。ただし，法令に別段の規定がある場合を除く。
 - b) 吸収合併の場合，合併組織が引続き判決執行の権利を行使し，義務を履行する。ただし，法令に別段の規定がある場合を除く。
 - c) 存続分割，消滅分割の場合，存続分割，消滅分割決定を下す機関は，存続分割，消滅分割に伴い，引続き判決執行の権利を行使し，義務を履行する個人，組織を明確に確定しなければならない。ただし，法令に別段の規定

がある場合を除く。

存続分割，消滅分割決定が新たな各組織の義務を規定していない場合，存続分割，消滅分割の後，新たな各組織は，存続分割，消滅分割された組織の判決執行義務の履行について連帯して責任を負う。

d) 解散の場合，解散決定を下す権限を有する機関は，決定を下す前に，民事判決執行機関に対し通知しなければならない。解散する組織の判決執行の権利，義務がほかの組織へ移転された場合，新組織が引続き判決執行の権利を行使し，義務を履行する。

企業が企業法の規定に基づき事業登記証明書の回収を受けたため解散する場合，判決執行義務は，企業法の規定に従って移転する。

民事判決執行機関，判決執行債権者，利害関係人は，権限を有する機関に対し，法令の規定に従い解散決定を再審査するよう要請する権利を有する。

違法な解散決定により判決を執行する財産がなくなった場合，解散決定を下した機関は，解散した組織の義務のうち当該財産に対応する部分を執行する責任を負う。

d) 破産の場合，判決執行の権利，義務の移転は，破産に関する決定に従う。

e) 企業が，株式会社への転換前に自己の判決執行の権利を行使し，義務を履行していない場合，転換後に株式会社が引続き判決執行の権利を行使し，義務を履行する。

2. 個人である判決執行債権者，判決執行債務者が死亡した場合，判決執行の権利，義務は，相続に関する法令にせよ，ほかの者へ移転する。

3. この条第1項及び第2項に規定される場合，判決執行の権利及び義務の移転を受けた組織，個人は，この法律の規定に従い，判決執行を申し立てる権利を有し，又は引続き判決執行義務を履行しなければならない。

民事判決執行機関の長は，移転された判決執行の権利及び義務について，新たな個人，機関に対し判決執行決定を下し，従前の判決執行決定の撤回決定を下す。

判決執行に関するその他の決定，通知については，具体的な場合に応じて，民事判決執行機関は，この法律の規定に従い，維持し，撤回し，又はほかの決定，通知を行う。

4. 判決執行の権利，義務の第三者への移転について当事者が合意する場合，第三者が当事者の権利，義務を取得する。

第55条 判決執行の委託

1. 民事判決執行機関の長は，判決執行債務者が財産を有し，勤務し，居住し，又は事務所を有する地の民事判決執行機関に対し，判決執行を委託しな

ればならない。

2. 判決執行債務者が財産を有し、勤務し、居住し、又は事務所を有する地方が複数ある場合、民事判決執行機関の長は、判決執行債務者が判決執行条件を備えている地の判決執行機関に対し、義務の部分ごとに執行を判決執行を委託する。

財産に関連する義務の執行を委託する場合、民事判決執行機関の長は、判決執行債務者が財産を有する地の判決執行機関に対し委託する。財産所在地を確定することができない、又は財産所在地が判決執行債務者の勤務地、居住地、事務所所在地と一致する場合、その勤務地、居住地又は事務所所在地の判決執行機関に対し委託する。

連帯義務を執行する場合で、判決執行債務者が複数の地方に居住し、又は財産を有する場合、民事判決執行機関の長は、判決執行債務者について判決執行条件が備わったいずれかの地の民事判決執行機関に対し、判決執行義務の全部の執行を委託する。

3. 委託は、委託の根拠を確定した日から5営業日以内に行わなければならない。一時緊急措置措置の適用に関する裁判所の決定の執行を委託する必要がある場合、委託の根拠を確定した後、直ちにしなければならない。

第56条 判決執行の委託権限

1. 省級民事判決執行機関は、以下の判決、決定の執行を委託する。

- a) ほかの省級民事判決執行機関に対し、判決執行債務者が省級以上の国家机关である労働者の職務復帰又は損害賠償に関する判決、決定；外国要素を有する、又は知的所有権に関連する判決、決定；商事仲裁機関の決定；競争事件解決評議会の競争事件解決決定の執行を委託する。
- b) 軍区級判決執行機関に対し、当事者又は財産が管轄区域の軍隊に関連を有する事件の執行を委託する。
- c) 県級民事判決執行機関に対し、この項a号及びb号に規定される場合を除くその他の事件を委託する。

2. 県級民事判決執行機関は、自己の判決執行権限に属する事件を、執行条件が備わった他の省級民事判決執行機関、軍区級判決執行機関又はほかの県級民事判決執行機関に対し委託する。

3. 軍区級判決執行機関は、権限に属する事件を、執行条件を備えたほかの軍区級判決執行機関、省級民事判決執行機関又は県級民事判決執行機関に対し委託する。

第57条 判決執行の委託の実施

1. 委託する前に、民事判決執行機関は、委託する債権に関連する管轄区域

内の仮差押え、押収、差押えをした財産の処理を終えなければならない。民事判決執行機関の長は、判決執行決定を下したが、委託する必要性があると認めるときは、判決執行決定の一部又は全部の撤回決定を下し、執行条件を備えた他に対する委託決定を下なければならない。

2. 委託を受けた民事判決執行機関は、委託をした民事執行機関に対し、委託決定を返還することができず、この法律の規定に従い、判決執行を引続き行わなければならない。ただし、委託決定に判決執行の委託を受ける機関の権限、判決執行の内容について明らかな錯誤、誤りがある場合を除く。

民事判決執行機関の長は、委託決定を受領した日から5営業日以内に、判決執行決定を下し、委託をした民事判決執行機関に対し、委託決定の受領を文書により通知しなければならない。

第58条 判決執行の対象財産の保管

1. 判決執行の対象財産の保管は、以下のいずれかの形式により行う。

- a) 判決執行債務者若しくはこの法律第40条第2項に規定される判決執行債務者の親族、又は使用、保管している者に委ねる。
- b) 保管の条件を満たす個人、組織
- c) 民事判決執行機関の倉庫で保管する。

2. 貴金属、宝石、金員、有価証券である財産は、国庫で保管する。

3. 財産の保管のための引渡しは、調書を作成し、財産の種類、財産の状態、引渡しの年月日、時間；執行官、当事者、保管を委ねられた者、証人（あれば）の指名；財産の保管を委ねられた者の権利、義務を明記し、各当事者の署名を得なければならない。署名を拒絶する者がいる場合、調書に記載し、理由を明記しなければならない。

この条第1項b号に規定される保管を委ねられた者は、報酬を受け、財産保管費用の精算を受けることができる。報酬及び財産保管費用は、法令に別段の規定がある場合を除き、判決執行債務者が負担する。

4. 財産引渡調書は、当事者、利害関係人、財産の保管を委ねられた者又は財産の使用者に交付し、判決執行記録に綴る。

5. 財産の保管を委ねられた者が財産の保管について法令の規定に違反したときは、違反の性質、程度に応じて、行政処罰、懲戒処分又は刑事責任の追及を受け、損害を与えたときは法令の規定に従い賠償しなければならない。

第59条 判決執行の時点で財産の価額が変動している場合の判決執行

判決、決定に従い、一方当事者が財産を受領し、他方当事者に受領した財産の価額を弁済する場合で、判決執行の時点で財産の価額が変動し、当事者のい

ずれかが当該財産の価額を評価するよう請求する場合、この法律第98条の規定に従い、判決執行のため財産の評価を行う。

第60条 民事判決執行費用

判決執行債権者は、民事判決執行費用を納付しなければならない。

政府は、民事判決執行費用の額、民事判決執行費用の徴収納付手続、管理、使用について規定する。

第61条 国家予算へ納付すべき債務に関する判決執行義務の減免の条件

1. 判決執行債務者は、以下の条件を満たすときは、判決執行義務の免除について審査を受けることができる。

a) 財産を有しない、財産を有するが当該財産は法令の規定により判決執行のために処分することができないものである、収入がない、収入があるが判決執行債務者及び判決執行債務者が扶養する責任を負う者の最低限の生活を賄うだけしかない。

b) 国家予算に納付すべき債務が2,000,000ドン未満のものについては、判決執行決定を下した日から5年間が経過した。国家予算に納付すべき債務が2,000,000ドンから5,000,000ドン未満のものについては、判決執行決定を下した日から10年間が経過した。

2. 国家予算に納付すべき債務を一部履行した判決執行債務者は、以下の条件を満たすときは、残りの義務の執行の免除について審査を受けることができる。

a) この条第1項a号に規定される場合に当たる。

b) 残りの義務部分が5,000,000ドン未満のものについては、判決執行決定を下した日から5年間が経過した。残りの義務部分が5,000,000ドンから10,000,000ドン未満のものについては、判決執行決定を下した日から10年間が経過した。

3. 国家予算に納付すべき義務を一部履行した判決執行債務者は、この条第1項a号に規定される場合で、以下のいずれかの条件を満たすときは判決執行義務の一部の軽減について審査を受けることができる。

a) 残りの義務部分が10,000,000ドンから100,000,000ドンのものについては、判決執行決定を下した日から5年間が経過した。軽減は一回当たり判決執行すべき残額の三分の一を超えてはならない。

b) 残りの義務部分が100,000,000ドン以上のものについては、判決執行決定を下した日から10年間が経過した。軽減は一回当たり判決執行すべき残額の五分之一を超えてはならず、最大で50,000,000ドンを超えてはならない。

4. 訴訟費用、罰金の一部を積極的に執行した判決執行債務者が、自然災害、

火災、自己又は疾病により長期にわたり特別困難な経済状況に陥り、残りの義務部分の執行を続けることができない、又は大きな功労をあげたときは、残りの義務部分の執行の免除について審査を受けることができる。

5. この条第1項、第2項及び第3項に規定される判決執行債務者は、それぞれの判決、決定について一年間に一回に限り減免の審査を受けることができる。

当初の判決執行決定が、判決執行義務の減免の審査期限を確定する根拠になる。

6. 司法省が主管し、最高人民裁判所、最高人民検察院と協調して、この条を案内する。

第62条 国家予算に納付すべき債務に関する判決執行義務の減免の審査申立て記録

民事判決執行機関は、権限を有する裁判所に対し、判決執行義務の減免の審査申立て記録を送付する。記録は、以下の資料からなる。

1. 民事判決執行機関の長、又は罰金の減免の審査を申し立てる場合は検察院長官の判決執行義務の減免審査申立書
2. 裁判所の判決、決定、民事判決執行機関の判決執行決定
3. 減免の審査申立て前3か月以内に行われた判決執行債務者の執行条件確認調査
4. 判決執行債務者の判決執行義務を減免すべき条件を証明するその他の資料（あれば）
5. 民事判決執行機関が判決執行義務の減免の審査を申し立てる場合、同級の検察院の意見書

第63条 国家予算に納付すべき債務に関する判決執行義務の減免の審査権限、手続

1. 国家予算に納付すべき債務に関する判決執行義務の減免の審査は、判決執行を行っている民事判決執行機関の所在地の県、区、市社、省所属都市人民裁判所（以下「県級人民裁判所」と総称する）が管轄する。

2. 裁判所は、判決執行義務の減免の審査申立てに関する記録を受領した日から2営業日以内に、判決執行義務の減免の審査申立てに関する記録を受理しなければならない。

事件の解決を割り当てられた裁判官は、記録を受理した日から20日以内に、判決執行義務の減免を審査する期日を開かなければならない。

3. 判決執行義務の減免を審査する期日は、一人の裁判官が議長となり、同級の検察院、減免の審査を申し立てた民事判決執行機関の代表者が出席する。

判決執行義務の減免の審査は、民事判決執行機関の代表者が、減免の申立て記録を要約して陳述し、検察院の代表者が減免の申立記録について意見を発表する。記録、検察院、民事判決執行機関の代表者の意見を検討し、裁判官は、判決執行義務の減免の申立てを承認し、一部承認し、又は承認しない決定を下す。

4. 裁判所は、判決執行義務の減免に関する決定を下した日から5日以内に、判決執行義務の減免の審査を受けた者、同級の検察院、直接上級の検察院、判決執行義務の減免の審査を申し立てた民事判決執行機関、国家予算に納付すべき債務に関する執行義務の減免の審査を受けた者が懲役刑を執行している刑務所、拘留所に対し、当該決定を送付しなければならない。

第64条 国家予算に納付すべき債務に関する判決執行義務の減免に関する裁判所の決定に対する異議申立て

1. 国家予算に納付すべき債務に関する判決執行義務の減免に関する裁判所の決定に対し、検察院は、控訴手続に従い異議を申し立てることができる。異議申立ての期限は、決定を受領した日から、同級の検察院は7日であり、直接上級の検察院は15日である。

異議申立ての期限が経過したが検察院が異議を申し立てないときは、裁判所の決定は執行力を生ずる。

2. 判決執行義務の減免について決定した裁判所は、検察院の異議申立てを受領した日から7日以内に、直接上級の裁判所に対し、記録及び異議申立書を送付する。

3. 直接上級の裁判所は、異議申立てに関する記録を受領した日から15日以内に、異議申立てに関する審査期日を開かなければならない。

異議申立てに関する審査期日は、一人の裁判官が議長となり、同級の検察院の代表者が出席する。裁判所は、必要な場合、判決執行義務の減免の審査を申し立てた民事判決執行機関の代表者に出席を求める。議長である裁判官は、異議申立てに対する解決決定を下す。

判決執行義務の減免に対する異議申立ての解決に関する裁判所の決定は、執行力を有する。

4. 検察院が異議申立てに関する審査期日の前、又は期日において異議申立決定を取り下げた場合、裁判所は、異議申立てに関する審査の停止決定を下す。異議申立てを受けた判決執行義務の減免に関する裁判所の決定は、執行力を生ずる。

5. 判決執行義務を減免する決定が効力を生じた後、判決執行債務者が減免を申し立て、又は判決執行を回避するために、財産を隠匿し、散逸したことを発見した場合、減免の審査を申し立てた民事判決執行機関、検察院は、刑事訴

訟及び民事訴訟法令に従い、権限を有する裁判所の長官、検察院の長官に対し、判決執行の減免決定について再審手続による異議申立てを検討するよう要請する責任を負う。

第 65 条 判決執行のための国家予算からの財源の確保

国家予算から支給を受ける経費によりすべての活動を行う機関、組織である判決執行債務者が、あらゆる必要な財務措置を適用したが、依然として判決を執行することができない場合、国家予算により判決執行義務を確保する。損害を与えた者の物質的責任は、法令の規定に従う。

政府は、判決執行のための財源確保に関する権限、条件、対象、手続について規定する。

第四章 判決執行の保全及び強制措置

第一節 判決執行の保全措置

第 66 条 判決執行の保全措置

1 執行官は、財産の散逸、破棄、又は判決執行の回避を防止するため、職権により、又は当事者の文書による請求に基づき、直ちに判決執行の保全措置を適用する権限を有する。執行官は、判決執行の保全措置を適用する際、当事者に事前に通知する必要はない。

2 執行官に対し判決執行の保全措置の適用を請求する当事者は、自己の請求について法的責任を負う。不適當な保全措置の適用を請求し、保全措置の適用を受ける者又は第三者に損害を与えた場合、賠償しなければならない。

3. 判決執行の保全措置は、以下のものからなる。

- a) 口座の凍結
- b) 財産、書類の仮差押え
- c) 財産の登録、譲渡、現状変更の一時禁止

第 67 条 口座、寄託所にある財産の凍結

1. 口座、寄託所にある財産の凍結は、判決執行債務者が口座、寄託財産を有する場合に行う。

2. 口座、寄託所にある財産の凍結決定は、凍結する金額、財産を明確に確定しなければならない。執行官は、判決執行債務者の口座、財産を管理している機関、組織、個人に対し、凍結決定を交付しなければならない。

口座、財産を管理している機関、組織、個人は、執行官の口座、財産の凍結に関する請求に直ちに応じなければならない。口座、財産凍結の調書、決定は、同級の人民検察院に対し直ちに送付しなければならない。

3. 口座、寄託所にある財産の凍結決定を下した日から 10 日間以内に、執行官は、この法律の規定に従い強制措置を適用し、又は凍結終了決定を下さなければならない。

第 68 条 当事者の財産、書類の仮差押え

1. 判決執行の任務を遂行している執行官は、判決執行に関連する当事者、その他の組織、個人が管理、使用している財産、書類を仮に差し押さえる権限を有する。関連機関、組織、個人は、財産、書類の仮差押えに関する執行官の請求について協力し、支援し、実施する責任を負う。

2. 財産、書類の仮差押え決定は、仮に差し押さえる財産、書類の種類を明確に確定しなければならない。執行官は、当事者又は管理、使用している組織、個人に対し、財産、書類の仮差押え決定を交付しなければならない。

財産、書類を直ちに仮に差し押さえる必要があるが、未だ財産、書類の仮差押え決定を発行していない場合、執行官は、財産、書類の引渡しを請求し、仮差押えに関する調書を作成する。

執行官は、調書を作成したときから 24 時間以内に、財産、書類の仮差押え決定を発行しなければならない。財産、書類の仮差押え調書、決定は、同級の人民検察院に対し直ちに送付しなければならない。

3. 財産、書類を仮に差し押さえるときは、調書を作成し、執行官、財産、書類を管理、使用している者の署名を得なければならない。財産、書類を管理、使用している者が署名しない場合、証人の署名を得なければならない。財産、書類の仮差押え調書は、財産、書類を管理、使用している者に交付しなければならない。

4. 執行官は、当事者、関連を有する機関、組織、個人に対し、所有権、使用权を証明するために必要な書類、資料の提供を請求し、当事者、関連を有する機関、組織、個人に対し、仮に差し押さえた財産、書類の所有権、使用权の確定を請求する訴訟を提起する権利について通知する。

必要な場合、執行官は、仮に差し押さえた財産、書類の所有権者、使用权者を確認し、明確にし、又は裁判所、権限を有する機関に対し確定を請求しなければならない。

5. 仮に差し押さえた財産、書類が判決執行債務者の所有権、使用权に属する根拠がある日から 10 日以内に、執行官は、この法律第四章の規定に従い強制措置の適用決定を下さなければならない。仮に差し押さえた財産、書類が判決執行債務者の所有権、使用权に属しない根拠がある場合、又は判決執行債務者の所有権、使用权に属するが、既に自己の義務の履行を終えている場合、執行官は、財産、書類を所有権者、使用权者に返却する決定を下さなければならない。

第69条 財産の所有権、使用権の登録、譲渡、現状変更の一時禁止

1. 当事者が財産の所有権、使用権を譲渡し、財産を隠匿、破棄し、判決執行を回避するのを防止する必要がある、又は発見した場合、執行官は、判決執行債務者の財産、判決執行債務者とほかの者の共有財産の所有権、使用権の登録、譲渡、財産の現状変更を一時禁止する決定を下す。

2. 財産の所有権、使用権の登録、譲渡、現状変更の一時禁止決定は、関連を有する機関、組織、個人に対し、当該財産の所有権、使用権の登録、譲渡、現状変更を一時禁止するために直ちに送付しなければならない。

3. 執行官は、当事者、関連を有する機関、組織、個人に対し、所有権、使用権を証明するために必要な書類、資料の提供を請求し、当事者、関連を有する機関、組織、個人に対し、財産の所有権、使用権の確定を請求する訴訟を提起する権利について通知する。

必要な場合、執行官は、判決を執行し、財産に関する紛争を解決するため、財産の所有権、使用権を確認し、明確にし、又は裁判所、権限を有する機関に対し確定を請求しなければならない。財産に関連する書類、取引の破棄請求は、法令の規定に従う。

4. 財産が判決執行債務者の所有権、使用権に属することを確定する根拠がある日から10日以内に、執行官は、この法律第四章の規定に従い強制措置の適用決定を下さなければならない。財産が判決執行債務者の所有権、使用権に属しない根拠がある場合、執行官は、財産の所有権、使用権の登録、譲渡、現状変更の一時停止を終了する決定を下さなければならない。

第二節 判決の強制執行に関する総則**第70条 判決の強制執行の根拠**

判決の強制執行の根拠は、次のとおりである。

1. 判決、決定
2. 判決執行決定
3. 判決強制執行決定。ただし、判決、決定が既に財産、口座の差押え、凍結を宣言している場合、及び裁判所の一時緊急措置の適用決定を執行する場合を除く。

第71条 判決の強制執行措置

1. 判決執行債務者の口座から控除し、金員、有価証券を回収し、処分する。
2. 判決執行債務者の収入から控除する。
3. 第三者が所持しているものを含む判決執行債務者の財産を差し押さえ、処分する。

4. 判決執行債務者の財産を開発する
5. 物の引渡し、財産権、書類の引渡しを命じる。
6. 判決執行債務者に対し、一定の事務を実施するよう、又は実施しないよう命じる。

第72条 判決の強制執行計画

1. 執行官は、勢力を動員する必要がある場合、判決の強制執行計画を立てる。
2. 判決の強制執行計画は、以下の主要な内容からなる。
 - a) 強制措置の適用を受ける者の氏名
 - b) 適用すべき強制措置
 - c) 強制の日時、場所
 - d) 強制の方法
 - d) 強制を防衛する勢力に関する要求
 - e) 強制費用の見積り

3. 強制計画は、同級の人民検察院、公安機関、強制実施地の社級人民委員会、及び判決の強制執行に関連を有する機関、組織、個人に対し、直ちに送付しなければならない。関連を有する機関、組織、個人は、計画に従い、執行官の請求に応じる責任を負う。

4. 同級の民事判決執行機関の強制計画を受領した日から3営業日以内に、公安機関は、強制を防衛する計画を策定し、手段を準備する責任を負う。

公安機関は、秩序を維持し、現場を保護するために必要な勢力、手段を配置し、速やかに財産の隠匿行為、判決執行に対する妨害、抵抗行為を防止し、処分し、抵抗した者を暫定留置し、犯罪の兆候があるときは刑事事件を立件する責任を負う。

第73条 判決の強制執行費用

1. 判決執行債務者は、以下の判決の強制執行費用を負担する。
 - a) 判決の強制執行に関する通知費用
 - b) 資料、燃料の購入、防護手段、装備の賃借、医療、火災、爆発の防止、判決の強制執行に必要なその他の設備、手段の費用
 - c) 財産の評価、鑑定、財産の競売費用；この条第2項a号及び第3項a号に規定される場合を除く、財産の再評価費用
 - d) 判決の強制執行を実施するための、財産の賃借、監視、保管費用；財産の積み降ろし、運送費用；労働者の雇用費用、隔壁の設置、取壊しに要する費用；測量、境界の確定費用
 - d) 財産、資料の仮差押え、押収費用

- e) 判決の強制執行に直接参加した者及び強制を防衛した者に対する手当
2. 判決執行債権者は、以下の判決の強制執行費用を負担しなければならない。
- a) 判決執行債権者が再評価を請求した場合の財産の再評価費用。ただし、評価について規定違反があったため再評価する場合を除く。
- b) 判決、決定が判決執行債権者が設置、取壊しの費用を負担しなければならないと確定している場合の隔壁の設置、取壊し費用の一部又は全部
3. 以下の場合、国家予算から判決の強制執行費用を支出する。
- a) 評価について規定違反があったため財産を再評価する。
- b) 判決執行条件の確認費用
- c) 政府の規定によるその他の必要な費用
- d) 法令の規定に基づき、当事者が判決の強制執行費用の減免を受ける場合
4. 執行官は、強制費用を見積もり、判決執行債務者に対し、定められた強制の日の少なくとも3営業日前に通知しなければならない。ただし、直ちに強制する必要がある場合を除く。判決の強制執行費用は、国家予算から仮払される。
5. 判決の強制執行費用は、民事判決執行機関の長が執行官の提案に基づき承認する実際の、合理的な額に従い精算される。
- 判決執行を行う地の民事判決執行機関の長は、判決の強制執行費用の減免を審査する。
6. 判決の強制執行費用は、当事者が納付し、又は得られた金員、第三者が所持している財産も含め差し押さえた財産の競売代金から控除する。財産を処分し、又は金員を回収した後、執行官は、直ちに仮払された金員を返還する手続をしなければならない。
7. 政府は、判決の強制執行に直接参加した者及び強制を防衛した者に対する手当の額；判決の強制執行費用の徴収、減免手続について規定する。

第74条 判決執行のための共有財産の確定、分割、処分

1. 判決執行のための共有財産中の判決執行債務者の財産所有権の持分、土地所有権の持分が未だ確定されていない場合、執行官は、判決執行債務者及び財産、使用権につき共有権を有する者に対し通知し、共有財産の分割について合意し、又は裁判所に民事訴訟手続に従い解決を請求できるようにしなければならない。
- 通知を受けた日から30日が経過したが、各当事者が合意しない、合意がこの法律第6条の規定に違反する、若しくは合意することができず、裁判所に解決を請求しない場合、執行官は、判決執行債権者に対し、共有財産中の判決執行債務者の財産所有権の持分、土地所有権の持分の確定を裁判所に民事訴訟手

続に従い請求する権利を有することを通知する。

通知を受けた日から15日が経過したが、判決執行債権者が裁判所に解決を請求しない場合、執行官は、裁判所に対し、民事訴訟手続に従い、共有財産中の判決執行債務者の財産所有権の持分、土地使用権の持分を確定するよう請求する。

2. 差し押さえた財産で各共有者の所有持分が確定されたものは、次のとおり処分される。

a) 分割できる共有財産については、執行官は、判決執行債務者の所有持分に対応する財産部分について強制措置を適用する。

b) 分割できない、又は分割すれば財産の価額が著しく減少する共有財産については、執行官は、財産全部について強制措置を適用することができ、残りの共有者に対し、その所有持分に属する財産部分の価額を弁済する。

3. 共同者は、共有財産中の判決執行債務者の財産持分を優先的に購入する権利を有する。

共有財産を売却する前に、執行官は、共有者に対し通知し、判決執行債務者の財産持分を定められた価格で購入することができる不動産については3か月、動産については1か月の期間を定める。二回目以降の売却については、期間は適式な通知を受けた日から15日である。

優先購入期間が満了した日から5日以内に、共有者が財産を購入しないときは、財産はこの法律第101条の規定に従い売却される。

第75条 判決執行財産に関連する紛争の解決、書類、取引の破棄請求

1. 判決の強制執行を受ける判決執行債務者の財産についてほかの者と紛争がある場合、執行官は、当事者、当事者の権利に争っている者に対し、裁判所に訴えを提起し、又は権限を有する機関に解決を申し立てる権利について通知する。

適式な通知を受けた日から30日以内に、当事者、争っている者が裁判所に訴えを提起し、権限を有する機関に解決を申し立てたときは、財産の処分は、裁判所、権限を有する機関の決定に従う。

適式な通知を受けた日から30日以内に、当事者、争っている者が裁判所に訴えを提起せず、権限を有する機関に解決を申し立てないときは、執行官は、この法律の規定に従い判決を執行するために財産を処分する。

2. 判決執行財産に関連する取引が判決執行義務を回避する目的であると確定する根拠がある場合、執行官は、判決執行債権者に対し通知し、裁判所に当該取引の無効宣言を請求し、又は権限を有する機関に当該取引に関連する書類の破棄を請求することができるようにする。

通知を受けた日から15日以内に、判決執行債権者が請求しない場合、

執行官は、裁判所に対し当該取引の無効宣言を請求し、又は権限を有する機関に対し当該取引に関連する書類の破棄を請求する。

3. 執行官が判決を執行するため、裁判所に対しこの法律第74条1項、この条第1項及び第1項に規定される事項の解決を請求する場合、訴訟費用、裁判所の手数料を負担しなくてよい。

第三節 金員である財産に対する強制執行

第76条 口座からの控除

1. 執行官は、判決執行債務者の口座からの控除決定を下す。控除する金額は、判決執行義務及び強制費用を超過してはならない。

2. 判決執行債務者の口座からの控除に関する決定を受領したときは直ちに、口座を管理している機関、組織は、控除決定に従い、金員を控除し、民事判決執行機関の口座又は判決執行債権者の口座に送金しなければならない。

第77条 口座の凍結の終了

1. 以下の場合、口座の凍結を終了する。

- a) 判決執行債務者が判決執行義務の履行を終えた。
- b) 機関、組織が、判決執行債務者の口座からの控除に関する執行官の請求の実施を終えた。
- c) この法律第50条の規定に従い判決執行停止決定があった。

2. 執行官は、この条第1項に規定される根拠があるときは直ちに、口座の凍結を終了する決定を下す。

第78条 判決執行債務者の収入からの控除

1. 判決執行債務者の収入は、給与、労賃、年金、労働力喪失手当及びその他の適法な収入を含む。

2. 以下の場合、判決執行債務者の収入からの控除を行う。

- a) 当事者間の合意による。
- b) 判決執行債務者の収入からの控除を定める判決、決定
- c) 養育費の支払に関する判決の執行、定期的な判決の執行、執行しなければならない金員が高額でない、又は判決執行債務者のその他の財産が判決執行のために十分でない。

3. 執行官は、判決執行債務者の収入からの控除決定を下す。給与、労賃、年金、労働力喪失手当から控除することができる上限は、毎月受け取る総額の30パーセントである。ただし、当事者間に別段の合意がある場合を除く。ほかの収入については、控除額は判決執行債務者の実収入に基づくが、法令の規定に従い、判決執行債務者及び同人が扶養する者の最低限の生活を保障しな

ればならない。

4. 判決執行債務者に給与、労賃、年金、手当及びその他の適法な収入を支払う機関、組織、労働使用者、社会保険事務所は、この条第2項及び第3項の規定を実施する責任を負う。

第79条 判決執行債務者の事業活動からの金員の徴収

1. 判決執行債務者が事業活動から収入を得ている場合、執行官は、判決執行のため判決執行債務者の事業活動からの金員の徴収決定を下す。

徴収をする際、執行官は、事業活動並びに判決執行債務者及び家族の生活のための最低限の金員を残さなければならない。

2. 執行官は、判決執行債務者に対し、受領証を発給する。

第80条 判決執行債務者が所持している金員の徴収

判決執行債務者が金員を所持しているのを発見し、その金員が判決執行債務者の所有に属すると確定する根拠がある場合、執行官は、判決執行のため金員を徴収する決定を下す。執行官は、徴収調書を作成し、判決執行債務者に対し受領証を発行する。判決執行債務者が徴収調書に署名しない場合、証人の署名を得なければならない。

第81条 第三者が所持している判決執行債務者の金員の徴収

第三者が判決執行債務者の金員を所持していることを発見した場合、執行官は、判決執行のため当該金員の徴収決定を下す。判決執行債務者の金員を所持している第三者は、判決執行のため金員を執行官に引き渡す義務を負う。執行官は、徴収調書を作成し、第三者に対し受領証を発給し、判決執行債務者に通知しなければならない。第三者が徴収調書に署名しない場合、証人の署名を得なければならない。

第四節 有価証券である財産に対する強制

第82条 有価証券の押収

1. 判決執行債務者又は機関、組織、個人が判決執行債務者の有価証券を所持しているのを発見した場合、執行官は、判決執行のため当該証券の押収決定を下す。

2. 判決執行債務者の有価証券を所持している判決執行債務者又は機関、組織、個人は、法令の規定に従い、民事判決執行機関に対し、当該証券を引き渡さなければならない。

3. 有価証券を所持している判決執行債務者又は機関、組織、個人が民事判決執行機関に対し証券を引き渡さない場合、執行官は、権限を有する機関、組

織に対し、判決執行のため当該証券の価額の移転を請求する。

第83条 有価証券の売却

有価証券の売却は、法令の規定に従う。

第五節 知的所有権である財産に対する強制

第84条 知的所有権の差押え、使用、開発

1. 執行官は、判決執行債務者の所有権に属する知的所有権の差押決定を下す。

判決執行債務者が知的所有権の所有者であり、ほかの機関、組織、個人に知的所有権の使用権を譲渡した場合、知的所有権は依然として差し押さえることができる。

2. 判決執行債務者の知的所有権を差し押さえるときは、執行官は、知的所有権の対象に応じて、判決執行債務者の知的所有権に関連する資料を押収する。

3. 国防、治安、国民生活及び国、社会の利益の目的のため、知的所有権法に従い、国が、知的所有権の所有者は自己の権利をほかの機関、組織、個人に一定期間移転して使用させなければならないと決定した場合、執行官は、移転強制期間中、判決執行債務者の知的所有権を差し押さえることができない。

4. 執行官は、機関、組織、個人に対し、知的所有権の使用、開発を委ねる決定をする。知的所有権の使用、開発を委ねられた機関、組織、個人は、判決執行のため、民事判決執行機関に対し、得た金員を必要な費用を控除して納付しなければならない。

必要な場合、執行官は、知的所有権に関する専門、職業組織に対し、判決執行債務者の知的所有権の使用、開発からの収入、利潤を徴収及び管理するよう請求する。

5. 判決執行債務者がほかの機関、組織、個人に知的所有権を譲渡したが、代金の支払を受けていない、又は一部の支払しかを受けていない場合、執行官は、判決執行のため、譲渡を受けた機関、組織、個人に対し、未支払金の支払を命じる決定を下す。

第85条 知的所有権の評価

1. 知的所有権の評価は、この法律第98条及び第99条並びに知的所有権に関する法令の規定に従って行う。

2. 政府は、知的所有権の評価の手順、手続、方法及び評価の権限について規定する。

第86条 知的所有権の競売

1. 知的所有権は、財産の競売に関する法令及び知的所有権に関する法令の規定に従い競売する。
2. 政府は、知的所有権の競売の手順、手続及び競売の権限について規定する。

第六節 物である財産に対する強制

第 87 条 差し押さえることができない財産

1. 法令の規定に基づき流通が禁止されている財産；国防，治安，公共の利益に供されている財産；国家予算により機関，組織に支給された財産
2. 個人である判決執行債務者の以下の財産
 - a) 新たな収入又は収穫がない期間中の判決執行債務者及び家族の最低限の需要を満たす食糧
 - b) 判決執行債務者及び家族の疾病の予防，治療のために必要な医薬品
 - c) 身体障害者の必需品，病人の看護のための必需品
 - d) 地域の慣習による通常の礼拝用具
 - d) 判決執行債務者及び家族の主要又は唯一の生計手段である必要な労働工具で，高額でないもの
 - e) 判決執行債務者及び家族の必需生活用品
3. 企業，協同組合，生産，営業，サービス施設である判決執行債務者の下記の財産
 - a) 労働者の疾病の予防，治療のための医薬品；労働者の食事のための食糧，食品，用具及びその他の財産
 - b) 幼稚園，学校，医療施設，これらの施設の設備，器具，その他の財産で，事業のための財産でないもの
 - c) 労働安全，火災，爆発の防止，環境汚染の防止のための設備，器具，工具

第 88 条 差押えの実施

1. 不動産である財産を差し押える少なくとも3営業日前までに，執行官は，強制を行う地の社級政権又は町内会の代表者，当事者，利害関係人に対し，日時，場所，差し押さえる財産を通知しなければならない。ただし，当事者が財産を隠匿，破棄し，判決執行を免れるのを防止する必要がある場合を除く。

当事者は，欠席する場合，自己の権利の行使，義務の履行をほかの者に委任することができる。適式な通知を受けたが，当事者又は委任を受けた者が欠席する場合，執行官は差押えを行うことができるが，証人を呼び，差押調書の内容に明記しなければならない。証人を呼ぶことができない場合でも，執行官は差押えを行うことができるが，差押調書の内容に明記しなければならない。

物品、住宅、建設物を差し押さえる際、判決執行債務者又は当該財産を管理、使用している者が不在で、開錠、錠の破壊、開封が必要なときは、執行官は、この法律第93条の規定に従う。

2. 財産の差押えについて調書を作成しなければならない。調書には、差押えの年月日、時刻、執行官、当事者又は委任を受けた者、調書作成者、証人及び財産に関連を有する者の氏名；差押えの状況；財産ごとの状態の描写；当事者の要求及び証人の意見を明記しなければならない。

差押調書には、当事者又は委任を受けた者、証人、強制を行った地の社級政権の代表者又は町内会の代表者、執行官及び調書作成者の署名を得なければならない。

第89条 土地使用権、所有権の登録又は担保取引の登録が必要な財産の差押え

1. 土地使用権、所有権の登録又は担保取引の登録が必要な財産を差し押さえる前に、執行官は、登録機関に対し、登録された財産、取引に関する情報の提供を請求する。

2. 差押えの後、執行官は、この法律第178条1項の規定に従い、登録機関に対し、当該財産の差押えについて文書により通知しなければならない。

第90条 質権、抵当権が設定された財産の差押え、処分

1. 判決執行債務者がほかに財産を有しない、又は財産を有するが判決の執行に十分でない場合、執行官は、質権、抵当権が設定された判決執行債務者の財産で、当該財産の価額が被担保債権及び判決の強制執行費用より大きいものを差し押さえ、処分する権限を有する。

2. 質権、抵当権が設定された財産を差し押さえるときは、執行官は、質権者、抵当権者に対し直ちに通知しなければならない。差し押さえた財産を処分するときは、質権者、抵当権者、この法律第47条3項の規定に従い優先弁済を受ける。

第91条 第三者が所持する判決執行債務者の財産の差押え

ほかの判決、決定により確定された財産を含む判決執行債務者の財産を第三者が所持している場合、執行官は、判決執行のため当該財産の差押決定を下す。第三者が任意に財産を引き渡さない場合、執行官は、判決執行のため財産の引渡しを強制する。

差押財産が賃貸されている場合、賃借人は、締結した契約に従い引続き賃借することができる。

第92条 出資金の差押え

1. 執行官は、出資持分の差押えのため、判決執行債務者が出資金を有する

個人、機関、組織に対し、判決執行債務者の出資持分に関する情報の提供を請求する。必要な場合、執行官は、判決の強制執行のため、権限を有する機関に対し、判決執行債務者の出資持分を確定するよう請求し、専門の組織、個人から、判決執行債務者の出資金の価額の確定について意見を聴取する。

2. 当事者は、裁判所に対し、判決執行債務者の出資持分を確定するよう請求する権利を有する。

第93条 施錠、梱包された物品の差押え

施錠又は梱包された物品を差し押さえるときは、執行官は、判決執行債務者、物品を管理、使用している者に対し、開錠、開封するよう請求する。同人らが開錠、開封せず、又は故意に立ち会わないときは、執行官は、自ら又はほかの個人、組織を雇って開錠し、錠を破壊し、開封する。この場合、証人の立会いが必要である。判決執行債務者は、開錠、錠の破壊、開封による損害を負担しなければならない。

必要な場合、開錠し、錠を破壊し、開封した後、執行官は、この法律第58条の規定に従い、物品を封印し、保管を委ねる。

開錠、錠の破壊、開封、又は封印については、調書を作成し、参加者及び証人の署名を得なければならない。

第94条 土地の定着財産の差押え

土地に定着している建設物である財産を差し押さえるときは、土地使用权も含めて差し押さえなければならない。ただし、法令の規定により土地使用权を差し押さえることができない場合、又は差し押さえた財産と土地を分離しても当該財産の価額が著しく減少しない場合を除く。

第95条 住宅の差押え

1. 判決執行債務者及び家族の唯一の住居である住宅の差押えは、同人がその他の財産を有していないこと、又は有しているが判決執行に十分でないことを確定した後に限り行う。ただし、判決執行債務者が判決執行のため住宅を差し押さえることに同意している場合を除く。

2. 住宅を差し押さえるときは、住宅が所在する土地の使用权も差し押さえなければならない。住宅が、ほかの者が使用权を有する土地上にある場合、執行官は、土地使用权者が同意する場合に限り、判決執行のため住宅及び土地使用权を差し押さえる。土地使用权者が同意しない場合、住宅と土地を分離することにより住宅の価額が著しく減少しない場合に限り、判決執行債務者の住宅を差し押さえる。

3. 賃貸し、寄宿を許諾している判決執行債務者の住宅を差し押さえる場合、

執行官は、賃借人、寄宿人に対し、直ちに通知しなければならない。

賃借住宅、店舗である差押財産が競売されたが、賃借期間又は占有期間が満了していない場合、賃借人は、民法の規定に従い、引続き賃借又は占有する権利を有する。

4. 施錠されている住宅の差押えは、この法律第93条の規定に従って行う。

第96条 交通車両の差押え

1. 判決執行債務者の交通車両を差し押さえる場合、執行官は、判決執行債務者、当該車両を管理、使用している者に対し、当該車両の登録書類があれば引き渡すよう請求する。

2. 使用中の交通車両については、差し押さえた後、執行官は、押収し、又は判決執行債務者、管理、使用している者に対し、引続き使用、保管させることができるが、譲渡し、質権、抵当権を設定することはできない。

判決執行債務者、管理、使用している者に対し、引続き交通車両を使用させる場合、執行官は、同人に対し、車両を運行することができるよう登録書類の押収調書を発給する。

3. 執行官は、権限を有する機関に対し、差し押さえた車両について、譲渡、質権、抵当権の設定を禁止し、又は運行を制限するよう請求する権限を有する。

4. 判決執行のための飛行機、海洋船舶の差押えは、飛行機、海洋船舶の差押えに関する法令の規定に従って行う。

第97条 収獲物の留置

判決執行債務者が収獲物をもたらす財産を有している場合、執行官は、判決執行のため当該収獲物を差し押さえる。食糧、食品である収獲物については、執行官は、この法律第87条2項a号の規定に従い、判決執行債務者及び家族の生活のため一部を残さなければならない。

第98条 差し押さえた財産の評価

1. 執行官は、財産を差し押さえた直後に当事者が財産の価額又は評価組織について合意する場合、当該合意について調書を作成する。当事者が合意した財産の価額は、競売の開始価格となる。当事者が評価組織について合意した場合、執行官は、当該評価組織と役務契約を締結する。

2. 執行官は、以下の場合、財産を差し押さえた日から5営業日以内に、差し押さえた財産が所在する省、中央直轄土地の管轄区域内の評価組織と役務契約を締結する。

- a) 当事者が価額及び評価組織の選択について合意することができない。
- b) 当事者が選択した評価組織が役務契約の締結を拒絶した。

- c) この法律第 36 条 1 項に規定される判決，決定部分を執行する。
- 3. 執行官は，以下の場合，価額を決定する。
 - a) この条第 2 項に規定される役務契約を締結することができない。
 - b) 差し押さえた財産が生鮮品，腐敗しやすいもの，又は低額のもので，当事者が価額について合意しないもの。政府は，低額な財産について規定する。

第 99 条 差し押さえた財産の再評価

- 1. 以下の場合，差し押さえた財産の再評価を行う。
 - a) 執行官がこの法律第 98 条の規定に著しく違反し，その結果，財産の評価結果が誤っている。
 - b) 財産の競売を公示する前に当事者が再評価を申し立てた。再評価の申立ては，一回に限りすることができ，当事者が評価結果に関する通知を受けた日から 5 営業日以内に申立書を提出し，直ちに財産の再評価費用を予納したときに限り認められる。
- 2. 差し押さえられた財産の再評価は，この法律第 98 条 2 項及び 3 項の規定に従って行う。
- 3. 再評価した価額は，規定に従い競売の開始価格となる。

第 100 条 判決執行のための財産の引渡し

- 1. 判決執行債権者が差し押さえられた財産を受領し，判決執行すべき金額から控除することについて当事者が合意した場合，執行官は，合意について調書を作成する。

判決執行債権者が複数いる場合，財産を受領する者はほかの判決執行債権者から同意を得て，ほかの判決執行債権者に対し，同人らが享受すべき価額の割合に相当する金額を弁済しなければならない。

- 2. 判決執行すべき金額から控除するための財産の引渡しは，合意の日から 5 営業日以内に行わなければならない。

第 101 条 差し押さえた財産の売却

- 1. 差し押さえた財産は，以下の形式により売却する。
 - a) 競売
 - b) 競売手続によらない売却
- 2. 10,000,000 ドン以上の価額の動産及び不動産である差押財産の競売は，競売組織が行う。

当事者は，評価の日から 5 営業日を超えない期間，競売組織について合意する権利を有する。執行官は，当事者が合意した競売組織と役務契約を締結

する。当事者が合意することができない、執行官は、競売組織を選択し、財産の競売に関する役務契約を締結する。

財産の競売に関する役務契約の締結は、評価の日から10日以内に行う。

競売は、契約を締結した日から、動産の場合には30日以内、不動産の場合には45日以内に行わなければならない。

3. 執行官は、以下の場合、差し押さえた財産を競売する。

a) 財産が所在する省、中央直轄都市に競売組織がない、又はあるが競売組織が財産の競売に関する役務契約の締結を拒絶する

b) 2,000,000 ドン以上 10,000,000 万ドン未満の価額の動産

競売は、評価の日又は競売組織の競売を拒絶する文書を受領した日から、動産の場合には30日以内、不動産の場合には45日以内に行わなければならない。

4. 執行官は、2,000,000 ドン未満の価額の動産、生鮮品、腐敗しやすい財産については、競売手続によらずに売却する。

財産の売却は、差押えの日から5営業日以内に行わなければならない。

5. 判決執行債務者は、競売を開始する1営業日前までに、判決執行すべき金員、及び判決の強制執行、競売の準備のため発生した実際の、合理的な費用を全額弁済して、財産を取り戻す権利を有する。

判決執行債務者は、競売により財産を購入するために登録した者に対し、実際の、合理的な費用を償還する責任を負う。費用の額は、各当事者の合意による。合意することができない場合、裁判所に対し、解決を請求する。

6. 競売手続は、財産の競売に関する法令の規定に従って行う。

第102条 財産の競売結果の破棄

1. 財産の競売結果の破棄は、財産の競売に関する法令の規定に従って行う。財産の競売結果が破棄された場合、判決執行のための財産の処分は、この法律の規定に従って行う。

2. 競売財産の買受人、執行官は、財産の競売の過程に違反があると証明する根拠があるときは、裁判所に対し、財産の競売結果に関する紛争の解決を求める訴えを提起する権利を有する。

3. 財産の競売結果の破棄による結果の処理及び損害賠償は、法令の規定に従って解決される。

第103条 競売財産の買受人、判決執行のため財産を受領した者の権利の保護

1. 競売財産の買受人、判決執行のため財産を受領した者は、当該財産に対する所有権、使用权を保護される。

2. 競売財産の買受人が競売財産の購入代金を全額納付した後に、異議申立

てを受けた判決、決定が変更され、取り消された場合でも、民事判決執行機関は、競売財産の買受人に財産を引き渡すために強制執行を行うことも含め、財産の引渡しを継続する。ただし、競売の結果が法令の規定に基づき破棄された、又は当事者間に別段の合意がある場合を除く。

3. 競売財産の買受人、判決執行すべき金額から控除するために財産を受領した者に財産を引き渡すための強制執行は、この法律第114条、第115条、第116条及び第117条の規定に従って行う。

第104条 競売に参加する者がなかった、競売が奏功しなかった財産の処理

1. 財産を競売に付したが競売に参加し、買値をつける者がなかった、又は競売が奏功しなかった旨の競売組織の通知を受けた日から5営業日以内に、執行官は、当事者に対し通知し、財産の減価額について合意するよう求める。

通知を受けた日から10日以内に当事者が減価額について合意しない又は合意することができないときは、執行官は、競売を続けるため財産の減価を決定する。

2. 二回目の減価をしたが、競売に参加し、買値をつける者がなかった、又は競売が奏功しなかったときは、判決執行債権者は、財産を受領して判決執行すべき金額から控除する権利を有する。

競売に参加し、買値をつける者がなかった、又は競売が奏功しなかったことに関する通知を受けた日から10日以内に、判決執行債権者が財産を受領して判決執行すべき金額から控除するのに同意する場合、執行官は、判決執行債務者に通知する。

判決執行債権者が判決執行のため財産を受領するのに同意した旨の通知を受けた日から30日以内に、判決執行債務者が、競売に付された財産を取り戻すために判決執行すべき金員及び判決執行費用全額を納付しないときは、執行官は、判決執行債権者に対し財産を引き渡す。不動産、所有権、使用権を登録しなければならない動産である財産については、執行官は、登録手続を行い、当該財産の所有権、使用権証明書を発給するため、判決執行債権者に対し財産を引き渡す決定を下す。判決執行債務者、財産を管理、使用している者が判決執行債権者に対し任意に財産を引き渡さない場合は、強制執行を行う。

3. 判決執行債権者が判決執行のため財産を受領するのに同意しない場合、執行官は、競売を続けるため財産の減価決定を下す。財産の価額が強制費用以下に減額されたが、判決執行債権者が依然として判決執行すべき金額から控除するための受領に同意しないときは、財産は、判決執行債務者に管理、使用のため引き渡される。判決執行債務者は、判決執行義務の履行を終えるまで、この財産を民事取引の対象とすることはできない。

4. 国家予算に納付すべき債務を執行するために競売する財産については、

財産を競売に付したが競売に参加し、買値をつける者がなかった、又は競売が奏功しなかった旨の通知を受けた日から10日以内に、執行官は、財産の競売を続けるため減額を決定する。

5. この条第1項、第3項及び第4項の規定による減額は、前回の競売開始価格の10パーセントを超えてはならない。

第105条 財産の差押えからの解放

1. 以下の場合、財産を差押えから解放する。

- a) 当事者が財産の差押えからの解放について合意し、第三者の権利、適法な利益に影響を与えない。
- b) 当事者が、判決執行義務及びこの法律の規定による判決執行費用の履行を終えた。
- c) 財産差押決定を取り消す権限を有する者の決定があった。
- d) この法律第50条の規定に従い判決執行停止決定があった。

2. 執行官は、この条第1項に規定される根拠がある日から5営業日以内に、差押解放決定を下し、判決執行債務者に対し財産を返却する。

第106条 財産の所有権、使用権の登録、移転

1. 判決執行財産の買受人、判決執行すべき金額から控除するため財産を受領した者は、法令により公認され、当該財産について所有権、使用権を保護される。

2. 権限を有する国家機関は、買受人、判決執行すべき金額から控除するため財産を受領した者のために所有権、使用権の登録、移転手続をする責任を負う。民事判決執行機関は、判決執行財産の買受人、判決執行すべき金額から控除するため財産を受領した者に対し、この条第3項に規定される文書、書類をすべて提供する責任を負う。

3. 所有権、使用権の移転登録記録は、次のものからなる。

- a) 民事判決執行機関の嘱託文書
- b) 判決、決定の謄本
- c) 判決執行決定
- d) 財産差押決定（あれば）
- d) 競売完了文書、又は判決執行のための財産引渡決定、引渡調書
- e) 財産に関連を有するその他の書類

4. 財産が土地所有権、住宅及びその他の土地定着財産であるが、土地所有権、住宅及びその他の土地定着物の所有権証明書がない、又は回収することができない場合、権限を有する機関は、政府の規定に従い証明書を発給する責任を負う。

5. この条第4項に規定される場合に当たらない財産で、登録書類がない、又は登録書類を回収することができないものについては、登録の権限を有する機関は、財産の所有権、使用権の証明書を発給する責任を有する。

6. 新たに発給される証明書は、回収することができなかつた書類に代替する。回収することができなかつた書類は、効力を失う。

第七節 財産の強制開発

第107条 判決執行のための財産の強制開発

1. 執行官は、以下の場合、判決執行債務者の財産を強制開発する。

- a) 判決執行債務者の財産の価額が判決執行義務と比べて著しく高く、当該財産が判決執行のため開発することができる。
- b) 判決執行債務者が判決執行のための財産の強制開発に同意し、財産の開発が第三者の権利、適法な利益に影響を与えない。

2. 執行官は、財産の強制開発決定を下す。決定には、開発の形式；金額、期間、時間、場所、判決執行のための民事判決執行機関への支払の方式を明記する。

財産の強制開発決定は、当該財産の管理、登録の権限を有する機関及び財産の所在地の社級人民委員会に対し、直ちに送付しなければならない。

開発中の財産に関する取引、所有権の移転には、執行官の同意を得なければならない。

第108条 判決執行のための財産の強制開発の形式

判決執行債務者の財産の判決執行のための強制開発は、以下の形式による。

1. 判決執行債務者が直接開発し、又はほかの者に開発させている財産は、開発している者が引続き開発することができる。

土地所有権を含む財産が未だ開発されていない場合、執行官は、判決執行債務者に対し、財産の開発を希望する組織、個人と財産の開発契約を締結するよう請求する。

2. この条第1項に規定される財産を開発する者は、民事判決執行機関に対し、必要な費用を控除して財産開発により得た金員を納付しなければならない。

3. 執行官は、請求した日から30日以内に、判決執行債務者がほかの者と開発契約を締結ときは、判決執行のため当該財産を差し押さえ、処分する。

第109条 財産の強制開発の終了

1. 執行官は、以下の場合、財産の強制開発を終了する。

- a) 財産開発が効果的でない、又は判決執行に障害を及ぼす。
- b) 判決執行債務者、財産を開発する者が、財産の開発に関する執行官の請求

どおりに行わない。

- c) 判決執行債務者が判決執行義務及び判決執行費用の履行を終えた。
- d) 判決執行停止決定があった。

2. この条第1項a号及びb号の規定により財産の強制開発を終了する場合、執行官は、引続き判決執行のため当該財産を差し押さえ、処分する。

この条第1項c号及びd号の規定により財産の強制開発を終了する場合、決定の日から5営業日以内に、執行官は、財産の強制開発からの解放決定を下し、判決執行債務者に対し財産を返却する。

第八節 土地使用权である財産に対する強制

第110条 判決執行のための土地使用权の差押え及び競売

1. 執行官は、土地に関する法令の規定により使用权を移転することができる場合に限り、判決執行債務者の土地使用权を差し押さえる。

2. 判決執行債務者が未だ土地使用权証明書の発給を受けていないが、土地に関する法令の規定により土地使用权証明書の発給を受けることができる場合、又は企画により土地の回収を受ける対象であるが、土地回収決定が未だない場合、当該土地使用权を差し押さえ、処分することができる。

第111条 土地使用权の差押え

1. 執行官は、土地使用权を差し押さえるときは、判決執行債務者、土地使用权に関する書類を管理している者に対し、当該書類を判決執行機関に引き渡すよう請求する。

2. 土地の上に判決執行債務者の所有に属する定着財産がある土地の使用权を差し押さえるときは、土地使用权及び土地定着財産の双方を差し押さえる。

判決執行債務者の土地の上にほかの者の所有に属する定着財産がある場合、執行官は、土地使用权のみを差し押さえ、土地の上に財産を有する者に対し通知する。

3. 土地使用权の差押えについては、差し押さえる土地の所在地、面積、境界を明記した調書を作成し、差押えに参加した者の署名を得なければならない。

第112条 差し押さえた土地の管理、開発、使用の一時許諾

1. 差し押さえた土地を判決執行債務者が管理、開発、使用している場合、執行官は、同人に対し差し押さえた土地をに一時的に委ねる。

差し押さえた土地をほかの組織、個人が管理、開発、使用している場合、執行官は、当該組織、個人に対し一時的に委ねる。

2. 判決執行債務者又はこの条第1項に規定される組織、個人が受領しない

場合、執行官は、ほかの組織、個人に対し、差し押さえた土地の管理、開発、使用を一時的に委ねる。受領する組織、個人がない場合、民事判決執行機関は、直ちに法令の規定に従い評価し、競売を行う。

3. 差し押さえた土地の管理、開発、使用の一時許諾については、以下の事項を明記した調書を作成しなければならない。

- a) 土地の面積、種別、所在地、土地番号、地図番号
- b) 土地の使用の現状
- c) 土地の管理、開発、使用の一時許諾の期間
- d) 土地の管理、開発、使用の一時許諾を受ける者の具体的な権利及び義務

4. 土地の管理、開発、使用の一時許諾を受ける者は、土地の管理、開発、使用の一時許諾期間中、土地使用権を転換、譲渡、賃貸、転貸、贈与し、相続させ、抵当権を設定し、又は出資してはならない。土地の使用の現状を変更してはならない。目的に反して土地を使用してはならない。

第113条 差し押さえた土地定着財産の処分

1. 差し押さえた土地定着財産がほかの者の所有に属する場合、以下のとおり処分する。

- a) 判決執行債務者が判決執行決定を受領する前にあった財産については、執行官は、財産の所有者に対し、任意に財産を移動して土地使用権を判決執行債務者に返還するよう請求する。財産の所有者が任意に財産を移動しない場合、執行官は、財産の所有者及び判決執行債務者に対し、財産の解決方式について文書により合意するよう案内する。案内の日から15日以内に同人らが合意することができない場合、執行官は、判決執行債権者及び土地定着財産の所有者の権利、適法な利益を保護するため、当該財産を土地使用権とともに処分する。

財産の所有者が土地の賃借人であり、又は判決執行債務者の土地使用権を出資により受領したが、新たな法人となっていない場合、財産の所有者は、判決執行債務者と締結した契約の残りの期間、競売による買受人、土地使用権を受領した者と、土地の賃貸借契約又は土地使用権による出資契約を締結する権利を有する。この場合、執行官は、競売に参加する者、土地使用権の受領を申し立てることができる者に対し、土地定着財産の所有者の契約締結権について通知する責任を負う。

- b) 判決執行債務者が判決執行決定を受領した後に現れた財産については、執行官は、財産の所有者に対し、任意に財産を移動して土地使用権を判決執行債務者に返還するよう請求する。請求の日から15日以内に財産の所有者が任意に財産を移動しない場合、又は定着物を移動することができない場合、執行官は、当該財産を土地使用権とともに処分する。

差し押さえた後に現れた財産については、財産の所有者が財産を移動しない場合、又は財産を移動することができない場合、財産は取り除かれる。執行官は、土地所有権の競売による買受人又は土地所有権を受領する者が財産の購入に同意する場合を除き、定着物を取り除く。

- c) 判決執行債務者の土地上の定着財産の所有者は、財産の売却代金の償還を受けることができ、財産が取り除かれたときは財産を取り戻すことができるが、財産の差押え、評価、競売、取除きに関する費用を負担しなければならない。

2. 差し押さえた土地所有権に判決執行債務者の所有に属する定着財産がある場合、執行官は、財産を土地所有権とともに処分する。

3. 収穫期の前の植物、短期家畜である財産、又は生産閉鎖の過程にあるが終了していない財産については、執行官は、差押えの後、収穫期が到来したとき、又は生産閉鎖の過程が終了したときに限り処分する。

第九節 物、書類の返却、土地所有権の移転の強制

第114条 物の返却の強制手続

1. 特定物については、以下のとおり強制する。

- a) 執行官は、判決執行債務者、管理、使用している者に対し、判決執行債権者に対し物を返却するよう請求する。同人が執行しない場合、執行官は、物を回収し、判決執行債権者に返却する。
- b) 返却すべき物の価額が低下し、判決執行債権者が受領に同意しない場合、執行官は、当事者に対し、判決執行について合意するよう案内する。判決執行は、合意に従って行われる。

当事者が合意することができない場合、執行官は、判決執行債権者に対し、物を強制返却する。当事者は、裁判所に対し訴えを提起し、返却すべき物の価額の低下による損害について解決するよう求める権利を有する。

- c) 物が滅失し、又は使用することができない程度に破損している場合で、当事者が判決執行についてほかの合意をするときは、執行官は、合意に基づいて執行する。

当事者が合意することができない場合、裁判所に対し訴えを提起し、返却すべき物が滅失又は使用することができない程度に破損したことによる損害に関する解決を求める権利を有する。

2. 種類物については、執行官は、判決、決定の内容に従って強制する。

返却すべき物が滅失し、破損し、又は価額が低下している場合、執行官は、判決執行債務者に対し、同種の物を返却し、又は同種の物の価額を弁済するよう請求する。ただし、当事者間に別段の合意がある場合を除く。

3. 判決執行債務者、返却すべき物を管理、使用している者がその物を隠匿、破損するおそれがある場合、執行官は、この法律第68条に規定される判決執行保全措置を直ちに適用する権限を有する。

第115条 住宅の返却、住宅の引渡しへの強制

1. 判決執行債務者が住宅を返却する義務を負う場合、執行官は、判決執行債務者及び住宅にいるその他の者に対し、退去を命じ、同時に任意に財産を住宅から移動するよう請求する。同人らが任意に履行しないときは、執行官は、強制勢力に対し、同人を財産とともに住宅から退去させるよう請求する。

同人らが財産の受領を拒絶する場合、執行官は、財産の種別ごとに数量、種類、現状を明記した調書を作成し、保管条件を満たす組織、個人に財産を引き渡し、又は民事判決執行機関の倉庫で保管し、財産の所有者に対し、財産を受領すべき場所、期間を通知する。

2. 判決執行債務者が、強制決定の通知を受けたのに故意に不在にする場合、執行官は、この条第1項の規定に従い、強制を実施する。

3. この条第1項の規定に従い通知をした日から3か月以内に、保管財産の所有者が当該財産を受け取りに来ないときは、正当な理由による場合を除き、当該財産はこの法律第126条2項の規定に従い売却する。

4. 判決、決定による建設物、建築物の返却への強制は、この条第1項、第2項及び第3項の規定に従って行う。

5. 判決執行債務者の唯一の住居である住宅の競売による買受人への引渡しを強制する場合で、判決執行義務を弁済した後、判決執行債務者に新たに住宅を賃借し、又は居所を見つけるだけの金員が残らないと認めるときは、執行官は、判決執行債権者への支払手続をする前に、判決執行債務者が一年間地方における平均的な住宅賃料で適当な住宅を賃借することができるよう、財産の売却代金から一部を控除する。残りの判決執行義務は、この法律の規定に従い、引続き履行しなければならない。

第116条 書類の引渡し、返却への強制

1. 判決執行債務者が判決執行債権者に対し判決、決定の内容に従って書類を引き渡さず、返却しない場合、執行官は、判決執行債務者に対し、当該書類の引渡し、返却を強制する。

第三者が引き渡すべき、返却すべき書類を所持している場合、執行官は、同人に対し、所持している書類の引渡し、返却を請求する。第三者が任意に引き渡さず、返却しないときは、執行官は、同人に対し、判決執行のため書類の引渡し、返却を強制する。

2. 書類を回収することができないが、再発行することができる場合、執行

官は、権限を有する機関、組織に対し、当該書類を無効とし、判決執行債権者、判決執行財産の競売買受人に新たな書類を発行するよう請求する。

3. 土地使用权、住宅及びその他の土地定着財産所有権証明書並びにその他の財産に関する書類を回収することができない場合、この法律第106条4項及び5項の規定に従う。

4. 書類を回収することができず、再発行することもできない場合、判決執行は、この法律第44a条の規定に従って処理される。

第117条 土地使用权の移転の強制

1. 判決、決定が土地使用权の移転義務を宣告する場合、執行官は、判決執行債権者に対し土地を引き渡す。

土地を引き渡すときは、同級の土地に関する国家管理機関及び引き渡す土地の所在地の社級人民委員会の代表者が立ち会わなければならない。

2. 引き渡される土地の定着財産の処分は、以下のとおりである。

a) 土地定着財産が判決、決定が法的効力を生じた後に形成された場合、執行官は、当該財産の所有者に対し、財産を解体し、又は判決執行債権者に引き渡すべき土地から移動させるよう請求する。財産の所有者が履行しない場合、執行官は、財産の解体、又は引き渡すべき土地からの移動を強制する。ただし、当事者間に別段の合意がある場合を除く。強制費用は、財産の所有者が負担する。

土地定着財産の所有者が財産の受領を拒絶する場合、執行官は、財産の種類ごとに数量、種類、現状を明記した調書を作成し、保管条件を満たす組織、個人に財産を引き渡し、又は民事判決執行機関の倉庫に保管し、財産の所有者に対し、財産を受領すべき場所、期間を通知する。

通知した期間が経過したが財産の所有者が財産を受け取りに来ないときは、財産はこの法律第126条の規定に従い処分される。

b) 土地定着財産が第一審の判決、決定の前であったが、執行すべき判決、決定が当該財産の処分について明確に宣告していない場合、民事判決執行機関は、判決、決定を下した裁判所に対し、財産の処分について明確に説明するよう請求し、又は権限を有する裁判所に対し、判決の内容を監督審、再審手続により再検討するよう要請する。

3. 競売による買受人又は判決執行すべき金額から控除するため土地使用权を受領した者に対する土地使用权の引渡しの強制は、この条第2項の規定に従って行う。

第十節 一定の事務を実施し又は実施しない義務の強制執行

第118条 一定の事務を実施すべき義務の強制執行

1. 判決、決定により一定の事務を実施すべき義務があるが判決執行債務者が履行しない場合、執行官は、罰金の決定し、罰金決定を下した日から5営業日の期限を定め、同人に判決執行義務を履行させる。

2. 定められた期限が経過しても判決執行債務者が義務を履行しない場合、執行官は、以下のとおり処理する。

- a) 当該事務がほかの者が代わって行うことができるものである場合、執行官は、条件を備えた者に実施を委ねる。実施費用は、判決執行債務者が負担する。
- b) 当該事務が判決執行債務者本人が実施すべきものである場合、執行官は、権限を有する機関に対し、判決不執行罪について刑事責任を追及するよう要請する。

第119条 一定の事務を実施しない義務の強制執行

判決執行債務者が判決、決定により実施することができない事務を実施を任意に終了しない場合、執行官は、同人に対し、罰金決定を下し、必要な場合、原状回復を請求することができる。同人が依然として実施することができない事務を終了せず、原状回復をしない場合、執行官は、権限を有する機関に対し、判決不執行罪について刑事責任を追及するよう要請する。

第120条 判決、決定による未成年者の養育権者への引渡し強制

1. 執行官は、判決、決定に従い未成年者を養育権者へ引き渡すよう命じる決定を下す。未成年者を養育権者への引渡しを強制する前に、執行官は、地方政権、当該地方の政治・社会組織と協力し、当事者が任意に判決を執行するよう説得する。

2. 判決執行債務者又は未成年者を監護している者が未成年者を養育権者に引き渡さない場合、執行官は、罰金決定を下し、罰金決定を下した日から5営業日の、同人らが未成年者を養育権者に引き渡すための期限を定める。定められた期限が経過しても同人らが履行しない場合、執行官は、同人らに対し、未成年者の引渡しを強制し、又は権限を有する機関に対し、判決不執行罪について刑事責任を追及するよう要請する。

第121条 労働者の職務復帰強制

1. 労働使用者が判決、決定に従い労働者の職務復帰を認めない場合、執行官は、個人である労働使用者に対し、又は労働使用者である機関、組織の長に対し、罰金決定を下し、同時に労働使用者が労働者の職務復帰を認める期限を

罰金決定を下した日から10日と定める。定められた期間が経過しても労働使用者が労働者の職務復帰を認めない場合、執行官は、権限を有する機関に対し、懲戒処分をし、又は判決不執行罪について刑事責任を追及するよう要請する。

2. 判決、決定の内容に従い労働者を職務復帰させることができない場合、労働使用者は、労働法令の規定に従い、同等の給与額の異なる業務を手配しなければならない。

労働者が手配された業務を承認せず、労働使用者に対し、労働法令の規定による手当の支払を請求する場合、労働使用者は、判決執行義務を終了するため、支払を実施しなければならない。

3. 労働使用者は、労働者に対し、判決執行の申立日から労働者が職務に復帰し、又はこの条第2項の規定に従い解決されるまでの判決、決定に従い業務の手配を受けることができなかった期間について、給与を支払わなければならない。

第五章 いくつかの具体的な場合における判決執行

第一節 刑事判決、決定中の国庫への没収；財産の廃棄；差押え、仮差押えした金員、財産の返還の執行

第122条 判決、決定に伴う仮差押えした証拠物、財産の引渡し

1. 審理に資するため刑事判決、決定中で仮差押した証拠物、財産で、起訴、刑事訴訟法の規定に基づく審理の段階で民事判決執行機関に引き渡されていないものは、裁判所が判決、決定を送付する時点で、民事判決執行機関に引き渡さなければならない。

2. 仮差押えした証拠物、財産の引渡しは、民事判決執行機関の倉庫で行う。引き渡す側は、仮差押えした証拠物、財産を民事判決執行機関の倉庫まで輸送する責任を負う。

仮差押えした証拠物、財産で民事判決執行機関の倉庫で保管するために輸送、移動することができないものについては、仮差押えした証拠物、財産の引渡場所は、財産が保管されている場所、又は所在する場所である。

3. 財産の受領には、民事判決執行機関の長又は民事判決執行機関の長から委任を受けた者、倉庫管理者、経理担当者が立ち会わなければならない。

第123条 仮差押えした証拠物、財産の受取手続

仮差押えした証拠物、財産の受取りは、以下の手続に従い行う。

1. 倉庫管理者は、仮差押えした証拠物、財産を直接受け取り、現状を検査し、判決執行倉庫に入庫する責任を負う。仮差押えした証拠物、財産の引渡しについては、調書を作成し、財産の引渡しの年月日、時刻；仮差押えした証拠

物、財産の種別ごとの数量、種類、現状を明記し、公安機関又は裁判所の当初の押収調書と対照しなければならない。民事判決執行機関は、当初の押収調書中に記載された現状どおりである場合に限り、財産を受け取る。引き渡された仮差押えした証拠物、財産について、当初の押収調書と比べて変更が生じている場合、引渡機関及び受領機関の長は、検査し、結論を下す責任を負い、民事判決執行機関は、当該変更が権限を有する機関により明確に確認された場合に限り受領する。

仮差押えした証拠物、財産の引渡調書には、受領機関の代表者が署名し、機関の印を押し、引渡機関の代表者が署名し、機関の印を押しなければならない。

2. 引き渡された仮差押えした証拠物、財産が封印下にある場合、民事判決執行機関は、当該封印中の仮差押えした証拠物、財産の種別ごとの数量、種類、品質について権限を有する機関の鑑定結果がある場合に限り受領する。仮差押えした証拠物、財産が麻薬物質であるときは、民事判決執行機関は、封印されており、権限を有する機関の鑑定結果が添付されている場合に限り受領する。

引渡しの際には、封印された証拠物、財産の現状を明記した調書を作成し、引渡人、受取人が署名しなければならない。封印が破損し、又は不審な点がある場合、民事判決執行機関は、権限を有する機関の鑑定結果がある場合に限り受領する。

第 124 条 仮差押えした証拠物、財産で、没収され、国庫へ納入されるものの処理

1. 仮差押えした証拠物、財産で、判決、決定により没収、国庫への納入が宣告されたものについては、民事判決執行機関は、判決執行決定を下した日から 10 日以内に、同級の財務機関に対し、文書により通知し、仮差押えした証拠物、財産の引渡しを行う。軍区級判決執行機関が執行する没収し、国庫へ納入する財産については、軍区級判決執行機関の所在地の省級財務機関に引き渡す。

没収し、国庫へ納入する仮差押えした証拠物、財産の処理費用は、仮差押えした証拠物、財産を受領した財務機関が法令の規定に従い支払う。

2. 仮差押えした証拠物、財産を引き渡すときは、判決執行決定、判決、決定、又は民事判決執行機関が認証した判決、決定の謄本を添付しなければならない。

3. 仮差押えした証拠物、財産の引渡しには、民事判決執行機関の長又は民事判決執行機関の長から委任を受けた者、経理担当者、倉庫管理者及び財務機関の代表者が立ち会わなければならない。仮差押えした証拠物、財産の引渡しについては調書を作成し、仮差押えした証拠物、財産の現状を明記し、引渡機

関の代表者が署名し、機関の印を押し、受取機関の代表者が署名し、機関の印を押しなければならない。

4. 仮差押えした証拠物、財産の没収決定を既に執行したが、後に誤りが発見され、権限を有する機関が没収決定を取り消す決定を下した場合、民事判決執行機関は、同級の財務機関又は軍区級民事判決執行機関の所在地の省級財務機関と協力し、法令の規定に従い、国家予算へ納付済み金員の払戻手続をする。

第125条 証拠物、財産の廃棄

1. 民事判決執行機関の長は、判決執行決定を下した日から1か月以内に、判決、決定により廃棄の対象とされた証拠物、財産の廃棄評議会の設立決定を下さなければならない。ただし、法令が直ちに廃棄すると規定する場合を除く。

2. 証拠物、財産の廃棄評議会は、議長である執行官、構成員である同級の財務機関の代表者からなり、必要なときは専門機関の代表者が評議会に参加する。

3. 同級の検察院は、証拠物、財産の廃棄について、法令の遵守を検察する。

第126条 仮差押えした金員、財産の当事者への返還

1. 民事判決執行機関の長は、判決、決定が財産の当事者への返還を宣告する場合、仮差押えした金員、財産の返還決定を下す。

仮差押えした金員、財産の返還を受ける者が、同時に金員の支払義務を執行しなければならない者であり任意に判決を執行しない場合、執行官は、判決執行のため当該金員、財産を処分する。

2. 執行官は、仮差押えした金員、財産の返還決定後、当事者に対し、金員、財産を受領すべき期間、場所を通知する。

通知を受けた日から15日が経過したのに当事者が金員を受領しない場合、執行官は、当該金員を無期限で預金し、当事者に通知する。

通知を受けた日から3か月が経過したのに当事者が正当な理由なく財産を受領しない場合、執行官は、この法律第98条、第99条及び第101条の規定に従い財産を処分し、得た金員を無期限で預金し、当事者に通知する。

判決、決定が法的効力を生じた日から5年が経過したのに当事者が正当な理由なく預金された金員を受領しない場合、民事判決執行機関は、国庫への納入手続をする。

3. 売却することができない、又は破損し、使用価値がなくなった財産については、民事判決執行機関の長は、廃棄決定を下し、この法律第125条の規定に従い財産を破棄する。

当事者の財産、身分に関連する書類については、通知の日から1年が経過したのに当事者が受領しない場合、執行官は、当該書類を発行した機関が規

定に従い処理できるよう引渡手続をする。

4. 返還すべき財産がベトナムの通貨、外貨であり、保管の過程で訴訟進行機関、民事判決執行機関の過失により破損して使用できなくなり、当事者が受領を拒絶したときは、民事判決執行機関は、国家銀行に同等の価値を有する新たな紙幣への交換を要請し、当事者に返還する。

返還すべき財産がベトナムの通貨、外貨であり、訴訟進行機関、民事判決執行機関の過失によらずに破損して使用できなくなり、当事者が受領を拒絶したときは、民事判決執行機関は、国家銀行に対し、法令の規定に従い処理するよう委ねる。

5. 判決、決定による予納された訴訟費用の返還は、この条第1項、第2項、第3項及び第4項の規定に従って行う。

第127条 判決、決定が判決執行を保全するため差押えを宣告した財産の処理

判決執行債務者が任意に判決を執行しない場合、執行官は、判決、決定が判決執行を保全するため差押えを宣告した財産をこの法律第98条、第99条、第100条及び第101条の規定に従い処理する。

第128条 懲役刑を執行中の判決執行債務者に対する訴訟費用、罰金及びその他の金員の徴収

1. 判決執行債務者が懲役刑を執行している刑務所、拘置所の監督者は、判決執行債務者、判決執行債務者の親族が判決執行のため納付した金員、財産を徴収し、民事判決執行機関に法令の規定に従った処理を委ねる。

2. 判決執行債務者がほかの刑務所、拘置所に移り、特赦を受け、懲役刑の執行の免除を受け、又は死亡した場合、同人が懲役刑を執行していた刑務所、拘置所の監督者は、民事判決執行機関に対し、文書により通知しなければならない。

第129条 懲役刑を執行中の判決執行債権者に対する金員、財産の返還手続

1. 執行官は、懲役刑を服役中の判決執行債権者に対し、刑務所、拘置所の監督者を通じて、金員、財産の返還に関する通知、決定を送付する。

判決執行債権者がほかの者に金員、財産の受領を委任する場合、委任状に刑務所、拘置所の監督者の認証を受けなければならない。執行官は、委任を受けた者に対し、金員、財産を返還する。

2. 判決執行債権者が請求し、法令の規定により懲役刑を執行している場所で金員、財産を受領することができる場合、執行官は、同人に対し、刑務所、拘置所の監督者を通じて金員、財産を送付する。金員、財産の送付費用は、判決執行債権者が負担する。刑務所、拘置所の監督者は、当事者に金員、財産を

引き渡すときは、調書を作成し、民事判決執行機関に送付する。

3. 懲役刑を執行中の判決執行債権者が、金員、財産の受領を文書により拒絶し、刑務所、拘置所の監督者の認証を受けた場合、執行官は、この法律の規定に従い、金員、財産を国庫に納入し、又は廃棄して処分する。

第二節 一時緊急措置の適用決定の執行

第130条 一時緊急措置の適用決定の執行手続

1 判決執行決定を受領したときから24時間以内に、執行官は、保全措置、強制措置を直ちに適用しなければならない。

- a) 当事者に対し一定の行為の実施を禁じ又は命ずる決定；未成年者の監護、養育、世話、教育を個人、組織に委ねる決定；労働者の解雇決定を一時停止する決定の執行を保全するためのこの法律第118条、第119条、第120条及び第121条に規定される強制措置
- b) 扶養義務の一部の事前履行を命ずる決定；生命、健康の侵害による損害の賠償義務の一部の事前履行を命ずる決定；雇用者に対し給与、労賃、賠償金、労働災害又は職業病手当の労働者への仮払を命ずる決定の執行を保全するためのこの法律第71条1項、2項、3項及び5項に規定される強制措置
- c) 係争中の財産の差押えを規定する一時緊急措置の執行を保全するためのこの法律第75条に規定される強制措置
- d) 係争中の財産について財産権の譲渡を禁止する決定；係争中の財産の現状変更を禁止する決定；銀行、その他の金融機関の口座の凍結決定；寄託所にある財産の凍結決定；債務者の財産の凍結決定の執行を保全するためのこの法律第66条、第67条、第68条及び第69条に規定される保全措置
- d) 農産物、その他の製品の収穫許諾、販売許諾に関する決定の執行を保全するためのこの法律第71条3項、第98条、第99条、第100条及び第101条に規定される強制措置

2. 判決執行債務者がほかの地方に居住し、又は財産を有する場合、具体的な状況に応じて、民事判決執行機関の長は、同人の居住地又は財産所在地の民事判決執行機関に対し、一時緊急措置の適用決定の執行を委託する決定を下す。

第131条 一時緊急措置決定の変更、補充適用決定の執行

1. 裁判所の一時緊急措置の適用決定の変更、補充適用決定を受領した場合、民事判決執行機関の長は、直ちに判決執行決定を下し、同時に変更された一時緊急措置の適用決定について判決執行決定を撤回する。

2. 変更された一時緊急措置の適用決定の一部又は全部が既に執行されて

いる場合、民事判決執行機関の長は、裁判所に通知し、当事者に対し裁判所に解決を請求する権利について説明する。

第132条 一時緊急措置の適用決定の執行停止

1. 裁判所が一時緊急措置の適用決定を取り消した場合、民事判決執行機関の長は、裁判所の決定を受領した後、直ちに一時緊急措置の適用決定の執行停止決定を下す。

一時緊急措置の適用決定の執行停止決定を下してから24時間以内に、執行官は、差押えの解放、債務者の財産の返還、財産又は口座の凍結の解除手続をする。

2. 一時緊急措置の適用決定が裁判所により取り消されたが、民事判決執行機関が決定の一部又は全部を既に執行している場合、当事者の権利の解決は、この法律第131条2項に従って行う。

第133条 裁判所の一時緊急措置の適用決定の執行費用

1. 裁判所の一時緊急措置の適用決定の執行費用は、国家予算から仮払され、この法律第73条の規定に従い処理される。

裁判所に対し誤った一時緊急措置の適用決定を下すよう申し立てた者は、当該決定の執行に要した実費を弁済しなければならない。前払金は控除され、保全財産は義務の清算のため処分される。

2. 裁判所が職権により一時緊急措置を適用した場合、判決執行費用は国家予算から弁済される。

第三節 監督審、再審決定の執行

第134条 法的効力を有する判決、決定を維持する監督審、再審決定の執行

監督審、再審決定が法的効力を有する判決、決定を維持する場合で、当該判決、決定が未だ執行されていない、又は一部しか執行されていない場合、民事判決執行機関の長は、判決執行継続決定を下す。当該判決、決定の執行が終了している場合、民事判決執行機関の長は、監督審、再審決定を下した裁判所、同級の検察院及び当事者に対し通知する。

第135条 取り消され又は変更された下級裁判所の法的効力を有する判決、決定を維持する監督審決定の執行

1. 監督決定が取り消され又は変更された下級裁判所の法的効力を有する判決、決定を維持する場合、執行は、監督審決定及び取り消され又は変更された下級裁判所の法的効力を有する判決、決定に従って行う。

2. 取り消されていない又は変更されていない下級裁判所の判決、決定部分

が未だ執行されていない場合、民事判決執行機関の長は、判決執行継続決定を下す。執行が終了している場合、民事判決執行機関の長は、監督審決定を下した裁判所、同級の検察院及び当事者に対し通知する。

3. 下級裁判所の判決、決定を取り消し、変更する裁判所の判決、決定部分が一部又は全部が執行されている場合、当事者は、財産の返還、財産権の回復について合意することができる。

判決執行財産が所有権の登録が必要な動産及び不動産で原状どおりである場合、当該財産は所有者に強制返却される。

財産が、競売により、又は権限を有する国家機関の判決、決定により財産の所有者とされた者との取引により、善意占有の第三者に適法に譲渡されたが、その後、判決、決定が取り消され又は変更され、同人が財産の所有者でなくなった場合、又は判決執行財産の原状が変更された場合、財産の当初の所有者は、財産を取り戻すことができないが、財産の価額の補償を受けることができる。

損害賠償を請求する場合、取り消された又は変更された判決、決定を下した機関は、法令の規定に従い解決する。

第 136 条 法的効力を生じた判決、決定を取り消す監督審、再審決定の執行

1. 監督審、再審決定が第一審又は控訴審における再審理のため法的効力を生じた判決、決定を取り消した場合、判決執行は、法的効力を生じた新たな第一審判決、決定又は新たな控訴審判決に従って行う。

2. 監督審、再審決定が事件を審理した裁判所の法的効力を生じた判決、決定を取り消し、事件解決が停止した場合は、取り消された判決、決定中の財産部分の執行が一部又は全部終了しているときは、この法律第 135 条 3 項の規定に従う。

第四節 破産に関する決定の執行

第 137 条 破産状態に陥った企業、協同組合である判決執行債務者に対する判決執行の一時停止、停止及び回復

1. 民事判決執行機関の長は、破産手続開始の申立書の受理に関する裁判所の通知書を受領したときは直ちに、この法律第 49 条 2 項の規定に従い、判決執行債務者である企業、協同組合の財産に関する判決執行の一時停止決定を下す。

民事判決執行機関の長は、判決執行一時停止決定を下した後、破産宣言請求を解決している裁判所に対し、破産状態に陥った企業、協同組合に対する判決執行の結果について通知する。

2. 民事判決執行機関の長は、裁判所の破産手続開始決定を受領した後、直ちに破産状態に陥った企業、協同組合である判決執行債務者の財産に関する判決執行の停止決定を下す。

この場合、判決執行債務者である企業、協同組合に関する財産義務の執行は、引続き破産法の規定に従って行う。民事判決執行機関の長は、執行官に対し、破産状態に陥った企業、合作社の財産義務の執行に関連する判決執行資料を裁判所に引き渡すよう指導する責任を負う。

3. 破産手続進行停止又は事業再生手続停止決定があった日から5営業日以内に、破産手続を進行する裁判官は、破産状態に陥った企業、協同組合である判決執行債務者の財産に関する執行の停止決定を下した民事判決執行機関に対し、当該決定に判決執行に関連する記録全部を添付して送付しなければならない。

破産手続進行停止又は事業再生手続停止決定を受領した日から5営業日以内に、民事判決執行機関の長は、判決執行停止決定を撤回し、企業、協同組合について停止した残りの財産義務部分の判決執行を継続する決定を下し、執行官にこの法律の規定に従い事件を執行するよう割り当てる。

第138条 削除（破産手続開始の過程における裁判所の決定の執行）

第139条 削除（破産宣言決定後に発生した企業、協同組合の財産義務の執行）

第六章 民事判決執行に関する不服申立て、告訴告発及び異議申立て

第一節 民事判決執行に関する不服申立て及び不服申立の解決

第140条 判決執行に関する不服申立ての権利

1. 当事者、利害関係人は、民事判決執行機関の長、執行官の決定、行為が法令に違反し、自己の権利、適法な利益を侵害すると思料する根拠があるときは、当該決定、行為に対し不服申立てをする権利を有する。

2. 民事判決執行機関の長、執行官の決定、行為に対する不服申立ての期限は、次のとおりである。

- a) 保全措置、強制措置を適用する前の判決執行に関する決定、行為については、当該決定を受領し、又は行為を知った日から15日間
- b) 口座凍結措置の適用に関する決定については、決定を受領した日から3日間

その他の保全措置の適用に関する決定、行為については、当該決定を受領し、又は行為を知った日から10日間

- c) 強制措置の適用に関する決定、行為については、当該決定を受領し、又は

当該行為を知った日から 30 日間

- d) 強制執行適用後の決定、行為については、当該決定を受領し、又は行為を知った日から 30 日間

不服申立人が、客観的な障害又は不可抗力の事象により期間内に不服申立ての権利を行使することができなかつた場合、当該客観的な障害又は不可抗力の事象が生じていた期間は、不服申立期間に算入しない。

二回目の不服申立ての期限は、権限を有する者の不服申立解決決定を受領した日から 15 日間である。

第 141 条 不服申立てを解決受理することができない場合

1. 不服申立てがされた決定、行為が、不服申立人の権利、適法な利益と直接関係しない。
2. 不服申立人が完全民事行為能力を有しておらず、法定代理人がない。ただし、法令に別段の規定がある場合を除く。
3. 代理人が自己の適法な代理権を証明する書類を有していない。
4. 不服申立期限が経過した。
5. 法的効力を生じた不服申立解決がある。ただし、この法律第 142 条 4 項 b 号及び 7 項 b 号に規定される場合を除く。

第 142 条 判決執行に関する不服申立ての解決権限

1. 県級民事判決執行機関の長は、県級民事判決執行機関の管理権に属する執行官の違法な決定、行為に対する不服申立てを解決する。
2. 省級民事判決執行機関の長は、以下の不服申立てを解決する。
 - a) 省級民事判決執行機関の管理権に属する執行官の違法な決定、行為に対する不服申立て
 - b) 県級民事判決執行機関の長の違法な決定、行為に対する不服申立て
 - c) 県級民事判決執行機関の長の不服申立解決決定に対する不服申立て。省級民事判決執行機関の長の不服申立解決決定は、直ちに法的効力を生ずる。
3. 司法省に属する民事判決執行管理機関の長は、以下の不服申立てを解決する。
 - a) 省級民事判決執行機関の長の違法な決定、行為に対する不服申立て
 - b) 省級民事判決執行機関の長の不服申立解決決定に対する不服申立て。司法省に属する判決執行管理機関の長の不服申立解決決定は、直ちに法的効力を生ずる。
 4. 司法大臣は、以下の不服申立てを解決する。
 - a) この条第 3 項 a 号の規定による司法省に属する民事判決執行管理機関の長の不服申立解決決定に対する不服申立て。司法大臣の不服申立解決決定は、

直ちに法的効力を生ずる。

- b) 司法大臣は、必要な場合、この条第2項及び第3項に規定される法的効力を生じた不服申立解決決定を再検討する権限を有する。
- 5. 軍区級判決執行機関の長は、軍区級判決執行機関の管理権に属する執行官の違法な決定、行為に対する不服申立てを解決する。
- 6. 国防省に属する判決執行管理機関の長は、以下の不服申立てを解決する。
 - a) 軍区級判決執行機関の長の違法な決定、行為に対する不服申立て
 - b) 軍区級判決執行機関の長の不服申立解決決定に対する不服申立て。国防省に属する判決執行管理機関の長の不服申立解決決定は、直ちに法的効力を生ずる。
- 7. 国防大臣は、以下の不服申立てを解決する。
 - a) 国防省に属する判決執行管理機関の長の不服申立解決決定に対する不服申立て。国防大臣の不服申立解決決定は、直ちに法的効力を生ずる。
 - b) 国防大臣は、必要な場合、この条第6項b号に規定される国防省に属する判決執行管理機関の長の不服申立解決決定を再検討する権限を有する。

第143条 不服申立人の権利及び義務

- 1. 不服申立人は、以下の権利を有する。
 - a) 自ら又は適法な代理人を通じて不服申立てをする。
 - b) 不服申立ての過程で、弁護士に法令に関する支援するよう依頼する。
 - c) 不服申立解決決定を受領する。
 - d) 不服申立てを解決する根拠となる証拠について知らされる；不服申立てに関する証拠を提出し、その証拠について自己の意見を陳述する。
 - d) 侵害された権利、適法な利益の回復を受け、損害があれば賠償を受ける。
 - e) 権限を有する者の最初の不服申立解決決定に不服がある場合、二回目の不服申立てをする。
 - g) 不服申立ての解決過程のあらゆる段階で不服申立てを撤回する。
- 2. 不服申立人は、以下の義務を負う。
 - a) 解決権限を有する者に対し不服申立てをする。
 - b) 不服申立てを解決する者に対し、事実を誠実に陳述し、情報、資料を提供する。陳述の内容及び情報、資料の提供について法的責任を負う。
 - c) 法的効力を生じた不服申立解決決定及びこの法律第142条4項b号、7項b号に規定される司法大臣、国防大臣の決定を厳正に執行する。

第144条 被不服申立人の権利及び義務

- 1. 被不服申立人は、以下の権利を有する。
 - a) 不服申立人の不服申立ての根拠について知らされる。不服申立てを受けた

決定、行為の合法性に関する証拠を提出する。

- b) 不服申立解決決定を受領する。
 - 2. 被不服申立人は、以下の義務を負う。
 - a) 不服申立ての解決権限を有する者が請求するときは、不服申立てを受けた決定、行為について説明し、関連を有する情報、資料を提出する。
 - b) 法的効力を生じた不服申立解決決定及びこの法律第142条4項b号、7項b号に規定される司法大臣、国防大臣の決定を厳正に執行する。
 - c) 法令の規定に従い、自己の違法な決定、行為により生じた結果を賠償し、補償し、回復する。

第145条 不服申立ての解決権限を有する者の権利及び義務

- 1. 不服申立ての解決権限を有する者は、以下の権利を有する。
 - a) 不服申立人、被不服申立人、利害関係人に対し、不服申立てに関連を有する情報、資料の提出を請求する。
 - b) 判決の執行が当事者の権利、適法な利益又は不服申立ての解決に影響を及ぼすと認めるときは、不服申立てを受けた決定、行為の実施を一時停止し、又は民事判決執行機関に対し、不服申立てを解決する期間中、この法律の規定に従い判決執行を一時停止するよう請求する。
- 2. 不服申立ての解決の権限を有する者は、以下の義務を負う。
 - a) 不服申立ての対象となる決定、行為に対する不服申立てを受理し、解決する。
 - b) 不服申立人に対し、不服申立ての解決受理を文書により通知し、解決決定を送付する。
 - c) 自己の不服申立ての解決について法的責任を負う。

第146条 不服申立ての解決期限

- 1. この法律第140条2項a号に規定される決定、行為については、不服申立ての解決期限は、不服申立書を受領した日から、一回目は15日間、二回目は30日間である。
- 2. この法律第140条2項b号に規定される決定、行為については、不服申立ての解決期限は、不服申立書を受領した日から5日間である。
- 3. この法律第140条2項c号に規定される決定、行為については、不服申立ての解決期限は、不服申立書を受領した日から、一回目は30日間、二回目は45日間である。
 必要な場合、複雑な事件については、不服申立ての解決期限を延長することができるが、不服申立ての解決期限の日から30日を超えてはならない。
- 4. この法律第140条2項d号に規定される決定、行為については、不服申

立ての解決期限は、不服申立書を受理した日から、一回目は15日間、二回目は30日間である。

5. 奥地、僻地、道路未整備地、往来困難地、複雑な事件については、不服申立ての解決期限を延長することができるが、不服申立ての解決期限の日から30日を超えてはならない。

第147条 不服申立ての形式

不服申立人は、以下のいずれかの形式により不服申立てをする。

1. 不服申立ての解決権限を有する機関に対し、不服申立書を送付する。不服申立書には、不服申立ての年月日；不服申立人の氏名、住所；被不服申立人の氏名、住所；不服申立ての内容、不服申立ての理由及び解決の請求を明記しなければならない。不服申立書には、不服申立人が署名又は指印しなければならない。

2. 不服申立ての解決権限を有する機関において不服申立ての内容を直接陳述する。不服申立ての受付責任者は、不服申立人に対し、申立書を作成するよう案内し、又はこの条第1項の規定される内容を記録し、不服申立人の署名又は指印を得る。

3. 代理人を通じて不服申立てをする。代理人は、代理の適法性を証明する書類を有しなければならない。不服申立てはこの条第1項及び第2項に規定される手続に従ってなされなければならない。

第148条 不服申立書の受理

最初の不服申立ての解決権限を有するは、自己の解決権限に属し、この法律第141条に規定される場合に当たらない不服申立書を受領した日から5営業日以内に、解決のため受理し、不服申立人に対し、文書により通知しなければならない。不服申立ての解決の権限を有する者が不服申立書を解決受理しない場合、通知し、理由を明示しなければならない。

第149条 不服申立ての解決記録

1. 不服申立ての解決については、記録を作成しなければならない。不服申立ての解決記録は、次のものからなる。

- a) 不服申立書又は不服申立ての内容の記録書
- b) 被不服申立人の説明文書
- c) 審査、検証、結論、鑑定結果に関する調書
- d) 不服申立解決決定
- e) その他の関連資料

2. 不服申立ての解決記録は、法令の規定に従い整理番号を付し、保管しな

ければならない。

第150条 一回目の不服申立ての解決の手順

不服申立ての解決権限を有する者は、不服申立書を受理した後、検証を行い、被不服申立人に対し説明するよう要求する。必要な場合、鑑定を行い、又は不服申立ての内容、不服申立人の請求及び不服申立ての解決の方向性を明確にするため協議することができる。

不服申立ての解決権限を有する者は、権限に属する不服申立てについて不服申立解決決定を下す。

第151条 一回目の不服申立ての解決決定の内容

1. 決定の年月日
2. 不服申立人、被不服申立人の氏名、住所
3. 不服申立ての内容
4. 不服申立ての内容の検証結果
5. 不服申立ての解決の法的根拠
6. 不服申立ての内容が正当である、一部正当である、又は全部誤りであるという結論
7. 不服申立てを受けた決定、行為の維持、変更、取消し、又は不服申立てを受けた決定の一部の変更、取消しの請求、又は不服申立てを受けた決定、行為の実施の終了命令
8. 違法な決定、行為により生じた損害の賠償、結果の回復
9. 当事者の二回目の不服申立ての権利の案内

第152条 二回目の不服申立ての解決手続

1. 不服申立てを続ける場合、不服申立人は、二回目の不服申立てを解決する権限を有する者に対し、申立書に一回目の不服申立解決決定の謄本及び関連資料を添付して送付する。

2. 二回目の不服申立ての解決過程で、不服申立ての解決権限を有する者は、この法律第145条に規定される権限を有し、一回目の不服申立てを解決した者、関連を有する機関、組織、個人に対し、不服申立ての内容に関連する情報、資料及び証拠の提供を請求し；必要な場合、被不服申立人及び不服申立人を召喚して協議し；検証し；鑑定を行い、不服申立ての解決のための法令の規定に基づくその他の措置をとる。機関、組織、個人は、請求を受けたときは、請求に応じなければならない。

二回目の不服申立ての解決権限を有する者は、不服申立解決決定を下す。

第153条 二回目の不服申立ての解決決定の内容

1. 決定の年月日
2. 不服申立人，被不服申立人の氏名，住所
3. 不服申立ての内容
4. 不服申立ての内容の検証結果
5. 不服申立ての解決の法的根拠
6. 不服申立ての内容が正当である，一部正当である，又は全部誤りであるという結論
7. 不服申立てを受けた決定，行為の維持，変更，取消し，又は不服申立てを受けた決定の一部の変更，取消しの請求，又は不服申立てを受けた決定，行為の実施の終了命令
8. 違法な決定，行為により生じた損害の賠償，結果の回復

第二節 民事判決執行に関する告訴告発及び告訴告発の解決

第 154 条 告訴告発する権利を有する者

国民は，権限を有する機関，組織，個人に対し，国の利益，国民，機関，組織の権利，適法な利益に損害を与えた，又は損害を与えるおそれがある民事判決執行機関の長，執行官，民事判決執行業務に従事するその他の公務員の法令違反行為を告訴告発する権利を有する。

第 155 条 告発人の権利及び義務

1. 告訴告発人は，以下の権利を有する。
 - a) 権限を有する機関，組織，個人に対し，告訴告発状を提出し，又は直接告訴告発する。
 - b) 自己の氏名，住所，筆跡を秘密にするよう求める。
 - c) 告発解決の解決結果の通知を求める。
 - d) 権限を有する機関，組織，個人に対し，脅迫，迫害，復讐を受けたときに保護を求める。
2. 告訴告発人は，以下の義務を負う。
 - a) 誠実に陳述し，告訴告発の内容に関連する資料を提供する。
 - b) 自己の氏名，住所を明記する。
 - c) 虚偽の告訴告発について法的責任を負う。

第 156 条 被告告訴告発人の権利及び義務

1. 被告告訴告発人は，以下の権利を有する。
 - a) 告訴告発の内容を知らされる。
 - b) 告訴告発の内容が事実に反することを証明する証拠を提出する。
 - c) 事実に反する告訴告発により侵害された権利，適法な利益の回復を受

け；名誉の回復を受け，損害の賠償を受ける。

d) 権限を有する機関，組織，個人に対し，虚偽の告訴告発をした者の処分を請求する。

2. 被告告訴告発人は，以下の義務を負う。

a) 告訴告発された行為について陳述する；権限を有する機関，組織，個人が請求するときは，関連情報，資料を提供する。

b) 権限を有する機関，組織，個人の処理決定を厳正に執行する。

c) 法令の規定に従い，自己の違法行為により生じた損害を賠償し，結果を回復する。

第 157 条 告訴告発の解決権限，期限及び手続

1. 機関，組織の管理権に属する被告告訴告発人の違法行為の告訴告発は，当該機関，組織の長が解決の責任を負う。

2. 民事判決執行機関の長が被告告訴告発人である場合，直接上級の民事判決執行機関の長，又は司法省に属する民事判決執行管理機関の長が解決の責任を負う。

軍区級判決執行機関の長が被告告訴告発人である場合，国防省に属する判決執行管理機関の長が解決の責任を負う。

告訴告発の解決期限は，受理の日から 60 日間である。複雑な事件については，告訴告発の解決期限を延長することができるが，90 日を超えてはならない。

3. 犯罪の兆候がある違法行為に関する告訴告発は，刑事訴訟法の規定に従って解決する。

4. 告訴告発の解決手続は，不服申立て，告訴告発に関する法令の規定に従う。

第 158 条 告訴告発の解決権限を有する者の責任

1. 権限を有する機関，組織，個人は，自己の任務，権限の範囲内で，速やかに，法令どおりに受け付け，解決し；違反者を厳正に処分し；生じ得る損害を防止するために必要な措置を適用し；解決決定の厳正な執行を確保する責任を負い，自己の決定について法的責任を負う。

2. 告訴告発の解決権限を有する者が，解決せず，解決について責任感に欠け，違法に解決したときは，違反の性質，程度に応じて，懲戒処分を受け，又は刑事責任の追及を受け；損害を与えたときは法令の規定に従い賠償しなければならない。

第 159 条 民事判決執行に関する不服申立て，告訴告発の解決における法令の

遵守の検察

検察院は、法令の規定に従い、民事判決執行に関する不服申立て、告訴告発の解決における法令の遵守について検察する。検察院は、不服申立て、告訴告発の解決が根拠に基づき、法令どおりにされるのを確保するため、同級及び下級の民事判決執行機関、責任を負う機関、組織、個人に対し、請求、建議をする権限を有する。

第三節 民事判決執行に関する異議申立て及び異議申立ての解決

第160条 検察院の異議申立権

1. 検察院は、人民検察院組織法の規定に従い、同級及び下級の民事判決執行機関の長、民事判決執行機関の執行官の決定、行為に対し、異議を申し立てる権限を有する。
2. 異議申立期限は、決定を受領した日又は違反行為を発見した日から、同級の検察院は15日間、直接上級の検察院は30日間である。

第161条 検察院の異議申立てへの回答

1. 民事判決執行機関の長は、自己又は管理権に属する執行官の判決執行に関する決定、行為に対する人民検察院の異議申立てについて、異議申立てを受けた日から15日以内に回答する責任を負う。

民事判決執行機関の長は、人民検察院の異議申立てを承認する場合、異議申立てに回答した日から5営業日以内に、人民検察院の異議申立てに従わなければならない。

2. 民事判決執行機関の長は、検察院の異議申立てを承認しない場合、次のとおり解決する。

- a) 異議申立てを受けた決定、行為をした県級民事判決執行機関の長は、省級民事判決執行機関の長及び省級人民検察院長官に対し報告しなければならない。省級民事判決執行機関の長は、報告を受けた日から30日以内に検討し、回答しなければならない。省級民事判決執行機関の長の回答は、執行力を有する。
- b) 異議申立てを受けた決定、行為をした省級民事判決執行機関の長は、司法省に属する民事判決執行管理機関の長及び最高人民検察院に対し報告しなければならない。司法省に属する民事判決執行管理機関の長は、報告を受けた日から30日以内に検討し、回答しなければならない。司法省に属する民事判決執行管理機関の長の回答は、執行力を有する。
- c) 異議申立てを受けた決定、行為をした軍区級判決執行機関の長は、国防省に属する判決執行管理機関の長及び中央軍事検察院に対し報告しなければ

ならない。国防省に属する判決執行管理機関の長は、報告を受けた日から30日以内に検討し、回答しなければならない。国防省に属する判決執行管理機関の長の回答は、執行力を有する。

3. この条第2項に規定される異議申立てに対する回答に根拠がないと認める場合、最高人民検察院長官は、司法大臣に対し、省級民事判決執行機関の長、司法省に属する民事判決執行管理機関の長の執行力を有する回答について再検討するよう請求し；国防大臣に対し軍区級判決執行機関の長、国防省に属する判決執行管理機関の長の執行力を有する回答について再検討するよう請求する。司法大臣、国防大臣は、請求を受けた日から30日以内に、検討し、最高人民検察院長官に対し文書により回答する責任を負う。

第七章 違反の処理

第162条 民事判決執行における行政違反行為

1. 二回目の通知書、呼出状を受領したが、正当な理由なく判決執行の実施に参加しない。
2. 裁判所の一時緊急措置適用決定、又は直ちに執行すべき判決、決定を故意に履行しない。
3. 裁判所の判決、決定に従い行うべき事務を実施しない、又は行うことができない事務の実施を終了しない。
4. 判決執行条件があるのに、故意に判決執行義務の履行を遅延する。
5. 判決執行義務を履行しない、又は財産の差押えを免れるため、財産を隠匿し、又は破損する。
6. 正当な理由なく、判決執行のため処分される財産に関連する情報、資料の提供に関する執行官の請求に応じない。
7. 差し押さえられた財産を違法に使用し、消費し、譲渡し、すり替え、隠匿し、又は現状を変更したが、刑事責任を追及する程度には至っていない。
8. 判決執行中の公務執行者に対し、抵抗し、妨害し、又はほかの者に抵抗、妨害を教唆し；侮辱し、侵害する発言、行動をし；判決執行地の秩序を乱し、又は民事判決執行活動を阻害するその他の違反行為をしたが、刑事責任を追及する程度には至っていない。
9. 差し押さえられた財産の封印を破棄し、又は財産を破損したが、刑事責任を追及する程度には至っていない。
10. 判決執行債務者の口座、収入からの控除、有価証券の回収に関する執行官の決定を執行しない。

第163条 行政違反処罰の権限

1. 以下の者は、民事判決執行において行政違反処罰する権限を有する。

- a) 判決執行を解決中の執行官
- b) 破産事件の財産管理，清算班長
- c) 県級民事判決執行機関の長
- d) 省級民事判決執行機関の長，軍区級判決執行機関の長

2. 民事判決執行における行政違反処罰の程度は，行政違反処分に関する法令の規定に従う。

第 164 条 民事判決執行における行政違反処罰及び違反処罰に関する不服申立て，告訴告発の解決

1. 処罰の原則，処罰の時効，加重，減軽すべき事情及び具体的な処罰の手順，手続は，行政違反処分に関する法令の規定に従う。

2. 民事判決執行における行政違反処罰に関する不服申立て，告訴告発及び不服申立て，告訴告発の解決は，この法律の規定及びその他の関連法令の規定に従う。

第 165 条 違反の処理

1. 判決執行債務者が故意に判決，決定を執行しない；任意に判決執行に関する決定を執行しないときは，違反の性質及び程度に応じて，行政違反処罰を受け，又は刑事責任の追及を受ける。

2. 機関，組織，個人が執行官の判決決定に関する決定を履行しないときは，違反の性質及び程度に応じて，行政違反処罰を受け，損害を与えたときは賠償しなければならない。個人であれば，さらに懲戒処分を受け，又は刑事責任の追及を受けることがある。

3. 職務，権限を濫用し，故意に判決執行を妨害し，又は執行官に違法な判決執行を強制し；証拠物，仮差押え財産，差押え財産の封印を破棄し，消費し，譲渡し，すり替え，隠匿し，破損した者は，違反の性質及び程度に応じて，懲戒処分を受け，又は刑事責任の追及を受ける。損害を与えたときは賠償しなければならない。

4. 民事判決執行機関の長が故意に判決執行決定を下さず，又は違法な判決執行決定を下し；執行官が判決，決定のとおりには執行せず，判決執行を遅延させ，違法な判決執行の強制措置を適用し；執行官の倫理規則に違反したときは，懲戒処分を受け，又は刑事責任の追及を受ける。損害を与えたときは法令の規定に従い賠償しなければならない。

第八章 民事判決執行における機関，組織の任務，権限

第 166 条 民事判決執行における政府の任務，権限

1. 全国の民事判決執行について統一的に国家管理を行う。

2. 民事判決執行について政府の各機関，省級人民委員会を指導する。
3. 民事判決執行について最高人民裁判所，最高人民検察院と協力する。
4. 民事判決執行業務について国会に対し年次報告をする。

第 167 条 民事判決執行における司法省の任務，権限

1. 司法省は，民事判決執行に関する国家管理について政府に対し責任を負い，以下の任務，権限を有する。
 - a) 民事判決執行に関する法規範文書を発行し，又は発行権限を有する機関に対し提案する。
 - b) 民事判決執行に関する政策，計画を策定し，実施する。
 - c) 民事判決執行に関する法令を普及し，教育する。
 - d) 民事判決執行機関の組織体系，定員及び活動を管理する；民事判決執行機関の設立，解散を決定する；執行官，審査官を養成し，任命し，免任する。
 - d) 執行官，審査官，民事判決執行業務に従事するその他の公務員に対し専門的技能，知識を案内し，指導し，研究する。
 - e) 予算の使用，民事判決執行組織体系内の公務員，準公務員，労働者の採用，使用，管理，政策制度の実施について査察し；民事判決執行業務について検査し，不服申立て，告訴告発を解決し，顕彰を行い，違反を処理する。
 - g) 民事判決執行機関の経費の分配計画を決定し，物的設備，活動手段を確保する。
 - h) 民事判決執行分野における国際協力を行う。
 - i) 民事判決執行業務を総括する。
 - k) 民事判決執行に関する統計制度を策定し，実施する。
 - l) 民事判決執行業務について政府に対し報告する。
2. 司法省に属する民事判決執行管理機関は，司法大臣が民事判決執行に関する国家管理を行うのを補佐し，政府の規則に従い民事判決執行に関する専門管理を行う。

第 168 条 民事判決執行における国防省の任務，権限

1. 司法省と協力し，軍隊における民事判決執行に関する国家管理を行う。
 - a) 軍隊における民事判決執行に関する法規範文書を発行し，又は発行権限を有する機関に対し提案する。
 - b) 軍隊における民事判決執行業務に従事する執行官を任命し，免任する；執行官，審査官及び準公務員に対し，判決執行の専門的技能，知識の養成，研修を行う。
 - c) 民事判決執行業務について総括し，政府に報告する。
2. 以下の任務を遂行する。

- a) 軍区級判決執行機関に対し判決執行の専門的技能，知識を案内，指導する；軍隊における民事判決執行に関する法令を普及し，教育する。
 - b) 軍隊における判決執行機関の組織体系，定員を管理する；各機関の設立，解散を決定する；軍区級判決執行機関の長，次長を任命し，免任する；軍隊における判決執行業務に従事する軍人に対し顕彰，懲戒を行う。
 - c) 予算の使用，判決執行幹部について政策制度の実施及び配置，使用を査察する；軍隊における判決執行について検査し，不服申立て，告訴告発を解決し，顕彰を行い，違反を処理する。
 - d) 軍隊における判決執行機関の経費を管理し，配分計画を策定し，物的設備，活動手段を確保する。
3. 国防省に属する判決執行管理機関は，政府の規則に従い，国防大臣が本条に規定される任務，権限を実施にするのを補佐する。

第 169 条 民事判決執行における公安省の任務，権限

- 1. 民事判決執行に関する法規範文書の発行について司法省と協力する。
- 2. 必要な場合，公安機関に対し，判決の強制執行を防衛し，民事判決執行機関の証拠物倉庫の保護に協力するよう指導する。
- 3. 判決執行債務者が懲役刑を執行中の刑務所，拘置所に対し，判決執行債務者，判決執行債務者の親族が判決執行のため納付した金員，財産を徴収するよう指導する。
- 4. 権限を有する公安機関に対し，民事判決執行機関と協力し，裁判所に法令の規定に基づく条件を満たす判決執行債務者の刑罰の減免の審査，決定を要請するよう指導する。
- 5. 民事判決執行業務の総括について司法省と協力する。

第 170 条 民事判決執行における裁判所の任務，権限

- 1. 最高人民裁判所の任務，権限は，次のとおりである。
- a) 民事判決執行に関する法規範文書の発行について司法省と協力する。
- b) 必要な場合，民事判決執行機関に対し，判決，決定の執行結果の報告を求める。
- c) 請求，建議を解決し，各級の裁判所に対し，法令が規定する期間内に民事判決執行機関の請求，建議を解決するよう指導する。
- d) 各級の裁判所に対し，民事判決執行について関連機関と協力するよう指導する。
- d) 民事判決執行業務の総括について司法省と協力する。
- 2. 高級人民裁判所，中央軍事裁判所の任務，権限は，次のとおりである。
- a) 必要な場合，民事判決執行機関に対し，判決，決定の執行結果を報告する

よう求める。

b) 裁判所の判決，決定の監督審，再審手続による再審査に関する民事判決執行機関の建議に対し，建議を受けた日から90日以内に回答する。

c) 法令の規定に従い，判決執行の減免決定を再審手続に従い審査する。

3. 省級，中央直轄都市人民裁判所，区，県，市社，省所属都市及び同格の人民裁判所，軍区及び同格の軍事裁判所の任務，権限は，次のとおりである。

a) 民事判決執行機関に対し，この法律の規定に従い，判決，決定，関連資料及び証拠物を引き渡す。

b) この法律の規定に従い，国家予算に納付すべき債務に関する判決執行義務の減免について審査，決定する；国家予算に納付すべき債務に関する判決執行義務の減免決定に対する異議申立てを解決する。

c) 民事判決執行機関，当事者の所有権の確定，財産の分割に関する請求を受理し，速やかに解決し，又は財産所有権，使用权に関する紛争を解決する；裁判所の管轄に属する判決執行の過程で発生した書類，取引を破棄する。

d) 民事判決執行機関の建議，請求を解決し，裁判所が回答した後の処理結果を注視する。

4. 監督審，再審決定により一部又は全部が取り消された判決，決定について再審理するときは，裁判所は，取り消された法的効力を有する判決，決定に基づき執行された財産，義務に関する事項を解決する。

第171条 民事判決執行における最高人民検察院の任務，権限

1. 民事判決執行に関する法規範文書の発行について司法省と協力する。

2. 各級の検察院に対し，法令の規定に従い民事判決執行の検察を行うよう検察し，指導する。

3. 民事判決執行業務の総括について司法省と協力する。

第172条 民事判決執行における軍区及び同格の司令官の任務，権限

1. 軍区級判決執行機関の長の要請により，軍区及び同格の管轄区域の政治的治安，社会の安全，秩序に影響を与えるおそれのある大規模で，複雑な事件の執行について，関連機関の協調を指導する。

2. 軍区級判決執行機関に対し，軍区及び同格の管轄区域の判決執行業務に関する報告，業務に関する検査，査察を求める。

3. 軍区級判決執行機関の長，次長の任命，免任に関する意見を文書により述べる。

4. 民事判決執行業務において功績をあげた団体，個人の顕彰を決定し，又は権限を有する機関に対し顕彰を要請する。

第173条 民事判決執行における省級人民委員会の任務、権限

1. 管轄区域の民事判決執行について、関連機関の協調を指導する。民事判決執行について関連機関の間の協調について紛糾、困難が発生したときは、速やかに解決する。
2. 省級判決執行機関の長の要請により、地方の政治的治安、社会の安全、秩序に影響を与えるおそれのある大規模で、複雑な事件の強制執行を指導する。
3. 省級判決執行機関の長、次長の任命、免任に関する意見を文書により述べる。
4. 省級民事判決執行機関に対し、地方における民事判決執行業務について報告を求める。省級民事判決執行機関の報告について同級の人民評議会に提出する前に意見を述べる。
5. 省級民事判決執行機関に対し、地方における判決執行業務について検査を求める。司法省に属する民事判決執行管理機関に対し、地方における民事判決執行業務の検査を要請する。
6. 民事判決執行業務において功績をあげた団体、個人について報奨を決定し、又は権限を有する機関に顕彰を要請する。
7. 権限を有する機関、組織に対し、民事判決執行に関する法令違反を速やかに処理するよう建議する。

第174条 民事判決執行における県級人民委員会の任務、権限

1. 管轄区域の民事判決執行について、関連機関の協調を指導する。民事判決執行について関連機関の間の協調について紛糾、困難が発生したときは、速やかに解決する。
2. 県級判決執行機関の長の要請により、地方の政治的治安、社会の安全、秩序に影響を与えるおそれのある大規模で、複雑な事件の強制執行を指導する。
3. 県級判決執行機関の長、次長の任命、免任に関する意見を文書により述べる。
4. 地方における判決執行業務について、県級民事判決執行機関に対し、自ら検査するよう求め、省級民事判決執行機関に対し、検査を要請する。
5. 県級民事判決執行機関に対し、地方における民事判決執行業務について報告を求める。省級民事判決執行機関の報告について同級の人民評議会に提出する前に意見を述べる。
6. 民事判決執行業務において功績をあげた団体、個人について報奨を決定し、又は権限を有する機関に顕彰を要請する。
7. 権限を有する機関、組織に対し、民事判決執行に関する法令違反を速やかに処理するよう建議する。

第175条 民事判決執行における社級人民委員会の任務、権限

社級人民委員会の主席は、自己の任務、権限の範囲内で、管轄区域における判決執行の通知、判決執行条件の確認、判決執行の保全措置、強制執行の適用及び民事判決執行に関するその他の任務について、執行官及び民事判決執行機関に協力する。

第176条 民事判決執行における国庫、銀行及びその他の金融機関の責任

1. 執行官、民事判決執行機関の求めに従い、判決執行債務者の口座に関する情報、資料を正確に、十分に、速やかに提供する。
2. 判決執行債務者の口座の凍結、財産の凍結；口座からの控除；口座の凍結、財産の凍結の解放に関する執行官の請求を厳正に、速やかに実施する。
3. この法律の規定に基づく執行官、民事判決執行機関のその他の請求を完全に実施する。

第177条 民事判決執行における社会保険事務所の責任

1. 執行官、民事判決執行機関の求めに従い、社会保険を経由して支払われている判決執行債務者の収入に関する情報、資料を正確に、十分に、速やかに提供する。
2. 判決執行のための判決執行債務者の収入からの控除に関する執行官の請求を厳正に、速やかに実施する。
3. この法律の規定に基づく執行官、民事判決執行機関のその他の請求を完全に実施する。

第178条 民事判決執行における財産登録、担保取引登録機関の責任

1. 執行官、民事判決執行機関の請求を受けた後、直ちに財産登記、担保取引登録機関に登録された判決執行債務者の財産取引に関する請求の実施を一時停止又は停止する。
2. 財産の買受人、判決執行すべき金員から控除するため財産を受領する判決執行債権者に対し、財産所有権、土地使用権の登録を行う。
3. 判決執行債務者に発給した所有権、土地使用権の証明書、担保取引登録書類を回収し、修正し、破棄し；この法律の規定に従って書類を新たに発給する。

第179条 判決執行における判決、決定を下した機関の責任

1. 宣告した判決、決定の正確性、明確性、具体性、実際との適合性を保証する。
2. 当事者又は民事判決執行機関の請求を受けた日から15日以内に、宣告した判決、決定の不明確な内容についての文書により説明する。

複雑な事件の場合、回答期限は請求を受けた日から30日を超えない。

3. 監督審、再審の手續による裁判所の判決、決定の再検討に関する民事判決執行機関の建議に対し、建議を受けた日から45日以内に回答する。

4. 判決執行の過程で発生する裁判所の権限に属する所有権の確定、財産の分割、又は財産の所有権、使用権に関する紛争の解決に関する民事判決執行機関、当事者の申立てを受理し、速やかに解決する。

第180条 刑事判決を執行中の者の監督、管理を委ねられた機関、組織の任務、権限

刑事訴訟法の規定に従い刑事判決を執行中の者の監督、管理を委ねられた機関、組織は、自己のの任務、権限の範囲内で、以下の事項について民事判決執行機関に協力する責任を負う。

1. 刑事判決を執行中の者に対し、裁判所の判決、決定に従い民事義務を厳正に履行するよう教育する。

2. 民事判決執行機関に対し、刑事判決を執行中の民事判決執行債務者に関する情報を提供する；刑事判決を執行中の判決執行債務者に対し、民事判決執行に関する通知を行う。

3. 民事判決執行機関と協力し、この法律の規定に従い判決執行に係る金員を徴収する。

4. 民事判決執行機関に対し、懲役刑の執行を終え、特赦を受け、又は懲役刑の執行の免除を受けた者の居所を速やかに通知する。

第九章 施行条項

第181条 判決執行における司法共助

1. 民事判決執行における外国への司法共助の依頼、判決執行の過程における外国の判決執行に関する司法委託の受付及び処理は、司法共助に関する法令の規定に従って行う。

2. 判決執行における司法共助を外国に依頼する民事判決執行機関は、司法共助に関する法令の規定に従い、司法委託記録を作成しなければならない。

第182条 施行効力

この法律は、2009年7月1日に施行効力を生ずる。

2004年民事判決執行令は、この法律が効力を生ずる日に効力を失う。

第183条 詳細の規定及び及び施行の案内

政府、最高人民裁判所、最高人民検察院は、自己の任務、権限の範囲内で、法律中で委ねられた条項について詳細を規定し、施行を案内し；国家管理の要求に応えるため必要なこの法律のその他の内容を案内する。

この法律は、2008年11月14日、ベトナム社会主義共和国第12期国会第4会期において採択された。

第3条 施行効力

1. この法律は、2015年7月1日に施行効力を生ずる。

2. 政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、司法省は自己の任務、権限の範囲内で、この法律注で委ねられた条項について施行の詳細を規定する。

この法律は、2014年11月25日、ベトナム社会主義共和国第13期国会第8会期において採択された。

国会議長
Nguyễn Sinh Hùng